

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律等が成立し、公布されましたので、お知らせします。

7 文科初第 2 8 8 0 号  
令和 8 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿  
各 公 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 理 事 長

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 禎  
(公印省略)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律  
の施行等について (通知)

この度、第 221 回国会において「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号）」（以下「改正法」という。）が成立し、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。（別添 1 から別添 3 まで）

また、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 88 号）」（以下「改正政令」という。）及び「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 18 号）」（以下「改正省令」という。）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

（別添 4 から別添 6 まで）なお、改正省令の施行に伴い、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成 22 年文部科学省告示第 82 号）」（以下「指定告示」という。）については同年 3 月 31 日限り廃止します。（別添 7 及び別添 8）

今般の改正は、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する「高等学校等」をいう。以下同じ。）におけ

る教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、その経済的な状況にかかわらず高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができるようにすることにより、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的とするものです。

改正法、改正政令及び改正省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県教育委員会においては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、市区町村教育委員会においては、その設置する高等学校等に対して、各都道府県知事においては、所轄の高等学校等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長においては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長においては、その附属の高等学校等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長においては、その設置する高等専門学校に対して、独立行政法人海技教育機構理事長においては、その設置する海上技術学校に対して下記の事項について周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法等については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

## 記

### 第1 改正の概要

#### I 改正法の概要

##### 1 目的規定の見直し

現行の目的規定を改正し、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、その経済的な状況にかかわらず就学支援金の支給を受けることができるようにすることにより、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることとしたこと。（改正後の第1条関係）

##### 2 受給資格の見直し

###### (1) 所得制限の撤廃

所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととしたこと。

###### (2) 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し

支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定することとしたこと。（改正後の第3条第1項関係）

##### 3 費用負担の見直し

都道府県が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその4分の3を負担することとしたこと。（改正後の第15条第1項関係）

##### 4 施行期日

改正法は、令和8年4月1日から施行することとしたこと。（附則第1条関係）

##### 5 経過措置

改正法の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者が、本改正により支給対象者から外れる場合には、なお従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置するなど、所要の経過措置について規定したこと。（附則第2条から第4条まで関係）

##### 6 検討規定

政府は、この法律の施行後3年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を

加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。（附則第5条関係）

## II 改正政令の概要

### 1 就学支援金の支給限度額

法第5条第1項の政令で定める就学支援金の支給限度額は、次のとおりとしたこと。（改正後の第2条関係）

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	9,600円	9,900円	38,100円
高等学校定時制	9,600円	2,700円	38,100円
高等学校通信制	9,600円	520円	28,100円
中等教育学校後期課程全日制	9,600円	9,900円	38,100円
中等教育学校後期課程定時制	9,600円	2,700円	38,100円
中等教育学校後期課程通信制	9,600円	520円	28,100円
特別支援学校高等部	400円	400円	38,100円
高等専門学校	19,550円	19,550円	38,100円
専修学校（通信制を除く）	13,900円	38,100円	38,100円
専修学校通信制	13,900円	28,100円	28,100円
各種学校	9,600円	38,100円	38,100円
特定教育施設	9,900円	38,100円	38,100円
高等学校、中等教育学校後期課程及び専修学校のうち、単位数に応じて授業料の額を定めるもの	支給総額が1,371,600円を超えない範囲内において、履修単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額		

### 2 施行期日

改正政令は、令和8年4月1日から施行することとしたこと。（附則関係）

## III 改正省令の概要

### 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の改正（第1条関係）

#### （1）支給対象高等学校等の見直し

支給対象高等学校等から、各種学校のうち、外国人を専ら対象にするものである、いわゆる外国人学校を外すこととしたこと。

#### （2）永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者

法第3条第1項に規定する文部科学省令で定める者は、次の①～③のいずれ

かに該当する者としたこと。（改正後の第1条の2関係）

- ① 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の4の表の家族滞在の在留資格をもって在留する者であって、次のいずれにも該当する者
  - (i) 本邦において、小学校等及び中学校等を卒業又は修了した者
  - (ii) 高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの
- ② 入管法別表第2の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ③ 入管法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、永住する意思があると認められるもの

### (3) 在学期間の計算の特例

就学支援金の支給に係る在学期間に通算しない期間として、令和8年4月1日以後に次のいずれにも該当しない者が高等学校等を休学していた期間を追加する等の規定を整備したこと。（改正後の第2条関係）

- ① 日本国籍を有する者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ③ 入管法別表第2の永住者の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 上記（2）①～③に掲げる者

### (4) 受給資格の認定及び通知等

受給資格者は、申請書に、自らの個人番号カードの写し等を添付して、在学する高等学校等の設置者を通じて、支給権者に提出することによって、受給資格の認定を行うこととしたこと。（改正後の第3条第1項関係）

支給権者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに支給権者に届け出なければならないこととしたこと。（改正後の第3条第4項関係）

- ① 国籍の変更があったとき
- ② 特別永住者となったとき又は特別永住者でなくなったとき
- ③ 在留資格の変更があったとき
- ④ 在留期間の更新があったとき

支給権者は、当該届出があった場合その他の場合において、受給権者が国籍・在留資格等に係る受給資格の要件を満たさなくなったと認めたときは、その旨及び就学支援金の支給を受ける事由が消滅した旨を当該支給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならないこととしたこと。（改正後の第3条第5項関係）

(5) 単位制授業料に係る支給限度額

改正後の施行令第2条第4号の文部科学省令で定める単位制授業料に係る就学支援金の1単位当たりの支給限度額は、次のとおりとしたこと。(改正後の第7条第4項関係)

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	4,668円	4,812円	18,528円
高等学校定時制	4,668円	1,740円	18,528円
高等学校通信制	4,668円	336円	13,668円
中等教育学校後期課程全日制	4,668円	4,812円	18,528円
中等教育学校後期課程定時制	4,668円	1,740円	18,528円
中等教育学校後期課程通信制	4,668円	336円	13,668円
専修学校(通信制を除く)	6,756円	18,528円	18,528円
専修学校通信制	6,756円	13,668円	13,668円

(6) 就学支援金の額の通知

支給権者は、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならないこととしたこと。(改正後の第8条関係)

(7) 様式

受給資格認定申請書及び支給再開申出書について、保護者等の収入の状況に関する要件の廃止及び国籍・在留資格等に関する要件の導入に伴い、所要の規定の整備をしたこと。(改正後の様式第1号及び様式第3号関係)

2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正(第2条関係)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第3号。以下「平成25年改正省令」という。)の施行の際現に平成25年改正省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定(以下「旧ハ規定」という。)による指定を受けている各種学校については、旧ハ規定の削除後も、当分の間、なおその効力を有する旨を規定していた経過措置規定を削ることとしたこと。(附則第2項関係)

3 施行期日

改正省令は、令和8年4月1日から施行することとしたこと。(附則第1項関係)

#### 4 経過措置

改正省令の施行の日前から引き続きいわゆる外国人学校（旧ハ規定による指定を受けている各種学校を含む。）に在学する者については、なお従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置したこと。（附則第2項関係）

改正省令の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（令和8年3月31日において受給権者であった者に限る。）に係る受給資格認定申請書の様式は、改正後の様式第1号にかかわらず、文部科学省初等中等教育局長が別に定める様式によることができることとしたこと。（附則第3項関係）

#### IV 指定告示の廃止

指定告示については、改正省令の施行に伴い、令和8年3月31日限り廃止することとしたこと。

### 第2 留意事項

#### 1 本制度の趣旨の周知等

支給対象高等学校等及びその設置者等は、その円滑な実施を図るため、本来、支給対象となる者が制度の不知により、支援の対象から漏れることがないように、制度の内容について十分な周知等を行うこと。

#### 2 就学支援金の支給等に関する事務処理等

- (1) 就学支援金は授業料債権に充てることとされているものであり、制度の趣旨及び目的に鑑みれば、あらかじめ就学支援金相当分を差し引いた上で授業料を徴収することが基本である。一方、授業料を徴収した後に就学支援金相当額を還付する方式を採用することも考えられるが、その場合においても、少なくとも在校生に係る就学支援金の支給額については、各都道府県において早期に決定し、学校において可能な限り早期に授業料債権との相殺がなされるよう配慮すること。なお、この点については、文部科学省において、より実現しやすくするための執行上の配慮を検討していること。

また、経済的事情等により授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間猶予するなど、生徒・保護者等の負担に十分配慮すること。この際、授業料徴収猶予等の仕組みの不知による不利益が生じないように、生徒・保護者等に対する周知・説明を行うこと。

- (2) 各地方公共団体及び支給対象高等学校等の設置者においては、就学支援金の支給等に関する事務について、後日改めて示す予定である「高等学校

等就学支援金事務処理要領」等を踏まえ、適切に処理すること。特に、申請に当たっては、従来、収入要件判定を行う必要性から、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒・保護者等のプライバシーへの配慮を依頼してきたところであるが、今般の改正法による新制度においては、国籍・在留資格等による判定を行う必要性から、引き続き、個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、プライバシーに特段の配慮を行うこと。具体的には、オンライン申請の活用に加えて、書類の提出が必要な申請手続きの場合には、封をした封筒で、受付を他の生徒の目に触れにくい事務室などで行うなどの方法を検討・活用していただきたいこと。なお、令和8年度より実施する「高校生等・新修学支援」事業を含め、高等学校等修学支援事業費補助金については、書類提出による申請手続きが一般的であることから、上記と同様の方法により、生徒・保護者等のプライバシーに特段の配慮を行うこと。

- (3) 改正後の施行規則第1条の2第1号ロに規定する「高等学校等（中略）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの」については、高等学校等の卒業又は修了後直ちに就労する意思があることのみに限らず、高等学校等の卒業又は修了後に大学等に進学し、その卒業又は修了後に就労する意思があることについても認められるものであること。
- (4) 改正省令の経過措置（第1Ⅲ4参照）の対象となるいわゆる外国人学校は、令和8年3月31日時点において指定告示の別表第1及び第2に掲げる各種学校及び平成25年2月20日文科科学省告示第17号による改正前の指定告示別表第3に掲げる各種学校に限られること。

### 3 高等学校等における授業料等

各学校における授業料、入学料、その他費用（以下「授業料等」という。）の額の設定については、設置者の権限と責任において行われるべきものであるが、今回の制度改正に伴って合理性のない値上げを行うことは望ましくないこと。

例えば、値上げの理由が明確でないなど、生徒等がその経済的な状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図るという制度改正の趣旨に反するような合理性のない値上げは望ましくないこと。

授業料等を値上げする場合には、その合理性等について、保護者や生徒等に対して説明責任を尽くすよう努めること。特に、大幅な値上げを行った学校においては、より明確な説明を行うこと。

私立高等学校等において授業料等の額を設定する際は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第27条及び別表第2において、授業料と施設整備資金はそれぞれ別に事業活動収支計算書に計上する旨規定されていること等を踏まえ、適切に対処すること。また、授業料だけでなく、入学金や施設整備資金など、入学後に保護者が負担することとなる費用について、各学校等において一覧化し

て公表する等、保護者に対して適切な情報提供が行われるように努めること。

なお、文部科学省においては、今後、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において、

- ・授業料等納付金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備することや、
- ・私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額すること

とされていることを踏まえた対応を検討していること。

#### 4 高等学校等の生徒等に係る教育費負担等の一層の軽減

(1) 本制度は、支給対象者である高校生等がその経済的な状況にかかわらず自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的としており、各都道府県や学校法人等においては、国の支援の拡充によって生じた財源等を活用し、現在実施されている高等学校等の生徒等への経済的負担の軽減に係る事業について、特定の生徒等にのみ手厚く支援を行うのではなく、真に必要なものに対して拡充を行うなど、支援の充実に引き続き努めることが期待されること。

(2) 就学支援金に関して、学校法人自らの経営上の取組等によって特に有利な取扱いを行うものであるかのような認識を入学志願者に与えることがないよう留意すること。

その際、授業料や就学支援金の説明に当たっては、役務の取引条件について実際のもの又は競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示に該当するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に基づく処分の対象となる可能性もあることから、支給対象となる高等学校等に対し十分留意するよう周知すること。

(3) 法律上の支援の対象外となる外国籍生徒及び外国人学校の生徒についても、予算事業である「高校生等・新修学支援」により、従前と同等の支援が受けられるように措置していること。各都道府県においては、「高校生等・新修学支援」について、就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。なお、本事業の地方負担について、地方財政措置が講じられることとされていること。

(4) 本制度とあわせて、授業料以外の教育費に対する支援の拡充を一体的に推進することが重要であることから、高校生等の授業料以外の教育費を支援する「奨学のための給付金」について、中所得層への範囲の拡充を図る

とともに、従来の国庫補助率3分の1を2分の1に引き上げたこと。各都道府県においては、「奨学のための給付金」についても、就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。とりわけ、今般の授業料支援の拡充が生徒の進路選択の拡大を目指しているものであることから、高校生等奨学給付金や各都道府県等が実施する貸与型の奨学金事業など、授業料以外の教育費用に対する支援策の周知の充実が重要である。

そのため、これらの制度の不知により支援の対象から漏れることがないよう、制度の内容について十分な周知等を行うこと。

なお、本事業の地方負担について、地方財政措置が講じられることとされていること。

- (5) 予算事業による支援も含めて、中学校段階からの周知が重要であるため、各都道府県教育委員会は、市町村教育委員会と連携して、別途送付する予定のリーフレットやホームページを活用したり、中学校の進路指導担当に情報提供したりするなどして、制度の周知に努めること。

とりわけ中学校段階で就学援助を受けている世帯に対しては、例えば、スクールソーシャルワーカーから就学支援金を含めた高校生等の修学支援の仕組みをプッシュ型で紹介するなどの方法により、周知の充実を図ること。

- (6) 各都道府県の授業料減免制度や「奨学のための給付金」などの手続きに必要な書類と重複する場合、提出書類の省略や提出時期を工夫する等、手続における学校現場や生徒・保護者等の負担軽減に配慮すること。

## 5 費用負担の見直しに関する対応

費用負担の見直しについては、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保していること。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしていること。なお、就学支援金の支給事務は法定受託事務であり、都道府県における事務処理が義務付けられているものであるところ、遺漏ないよう実施されたいこと。

## 6 高等学校等における教育の質の向上

本制度とあわせて、高等学校等における教育の質の向上や、授業料以外の教育費に対する支援の拡充を一体的に推進することが重要であり、高等学校等における教育の質の向上に向けては、「「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」の公表について（通知）」（令和8年2月13日付け7文科初第2242号）（別添12）のとおり、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）の内容について十分了知の上、それを踏まえた高校教育改革の取組に努めること。

特に、各都道府県においては、教育委員会と知事や関係部局、大学、地域の関

係者や産業界とが連携・協働し、グランドデザインを踏まえた高校教育改革の実行計画を策定することはもとより、改革先導拠点の検討や具体的運用等に取り組むこと。その際、産業界のニーズや地域別就業構造の推計等を十分に踏まえ、例えば、地元の企業等の専門家による先端分野の指導や就業経験の充実など、産業界との連携・協働を強化すること。

また、学校をより魅力ある場にするため、校長のリーダーシップの下、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化を図り、学校評価等の活用による PDCA を徹底すること。その際、生徒の学びの成果や課題を把握し、その結果等を学校の教育活動の改善に生かすとともに、公表する仕組みの構築が必要であること。また、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため、学校の概要や活動状況、授業料等、生徒の進路の状況などについて、積極的な情報公開の促進を図り、高校教育の質の向上を確保する仕組みづくりを検討すること。

なお、私立高等学校等の教育の質の向上等については、従前から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の 5 の規定により、都道府県知事は、私立学校に関する事務を管理・執行するに当たり、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとされており、こうした規定等も踏まえ、教育委員会の協力も得ながら、所轄庁としての機能を充実させていくことが期待されること。

#### 7 本制度改正に伴う検証について

改正法においては、施行後 3 年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加えることとしており、今後、各都道府県等における状況を把握するために逐次調査を行う予定であり、その際には御協力いただきたいこと。

#### 【添付資料】

- 別添 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 概要
- 別添 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 条文
- 別添 3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 新旧  
対照条文
- 別添 4 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令  
条文
- 別添 5 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令  
新旧対照条文

- 別添 6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 条文
- 別添 7 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件を廃止する告示（令和 8 年文部科学省告示第 72 号） 条文
- 別添 8 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成 22 年文部科学省告示第 82 号。最終改正 令和 8 年文部科学省告示第 36 号）
- 別添 9 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 8 年 3 月 13 日衆議院文部科学委員会）
- 別添 10 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 8 年 3 月 31 日参議院文教科学委員会）
- 別添 11 これまでの三党における協議の経緯
- 別添 12 「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」の公表について（通知）（令和 8 年 2 月 13 日付け 7 文科初第 2242 号）

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付高校修学支援室  
電話 03-5253-4111（内 3578）

### 趣旨

令和7年2月の政党間合意等に基づく「いわゆる高校無償化」を実現するため、高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）について所得制限を撤廃する等の措置を講ずる。

### 概要

#### 1. 目的規定の見直し

現行の目的規定を改正し、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、その経済的な状況にかかわらず就学支援金の支給を受けることができるようにすることにより、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを明記する。【第1条関係】

#### 2. 受給資格の見直し

##### (1) 所得制限の撤廃

所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととする。【第3条第2項第3号関係】

##### (2) 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し

支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定する。【第3条第1項関係】

#### 3. 費用負担の見直し

都道府県が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその4分の3を負担することとする。【第15条第1項関係】

#### 4. 経過措置

施行日前から引き続き高等学校等に在学する者が、本改正により支給対象者から外れる場合には、なお従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置を講じる。【附則第2条第2項関係】

#### 5. 検討規定

政府は、この法律の施行後3年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。【附則第5条関係】

### 施行期日

令和8年4月1日【附則第1条関係】

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に「、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し」を、「その」の下に「経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の」を加え、「に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」を「の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図る」に改める。

第二条第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第三条第一項中「有する者」の下に「（日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）」を加え、同条第二項第三号を削る。

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「地方公共団体の設置する」を削り、同項を同条第二項とする。

第九条を次のように改める。

#### 第九条 削除

第十五条第一項中「国は、」の下に「毎年度、第六条第一項の規定により都道府県知事が行う」を加え、「全額」を「四分の三」に、「金額を」を「額を負担するものとし、」に改め、「都道府県に」の下に「対し、当該額を」を加え、同条第二項中「範囲内で、」の下に「第六条第一項の規定により都道府県知事が行う」を加え、「金額」を「額」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

#### 第十六条及び第十七条 削除

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣）」を加え、「その保護者等」を削る。

第十九条中「、第十七条」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(高等学校等就学支援金の支給に関する経過措置)

第二条 令和八年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（この法律による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次条及び附則第五条において「新法」という。）第三条第一項に規定する者を除く。）に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

(交付金に関する経過措置)

第三条 新法第十五条第一項の規定は、令和八年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の項中「第十七条」を削る。

# 別添 3

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○ ○  
高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（抄）（本則関係）  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）  
5 1

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第二項において同じ。）</p> <p>三 五（略）</p> <p>（受給資格）</p> <p>第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（日本国籍を有する者、日本</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。）</p> <p>三 五（略）</p> <p>（受給資格）</p> <p>第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（そ</p>

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一・二 (略)

3 (略)

(就学支援金の額)  
第五条 (略)

(削る)

の者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 (略)

(就学支援金の額)  
第五条 (略)

2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要

2 | 前項の支給限度額は、高等学校、中等教育学校の後  
期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その  
他の事情を勘案して定めるものとする。

第九条 削除

(交付金)

第十五条 国は、毎年度、第六条第一項の規定により都  
道府県知事が行う就学支援金の支給に要する費用の四  
分の三に相当する額を負担するものとし、都道府県に  
対し、当該額を交付する。  
2 国は、毎年度、予算の範囲内で、第六条第一項の規  
定により都道府県知事が行う就学支援金に関する事務  
の執行に要する費用に相当する額を都道府県に交付す  
る。

第十六条及び第十七条 削除

があるものとして政令で定めるものに対して支給され  
る就学支援金に係る前項の規定の適用については、同  
項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定  
める額を加えた額」とする。

3 | 第一項の支給限度額は、地方公共団体の設置する高  
等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の  
高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定める  
ものとする。

(支払の一時差止め)

第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定  
による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時  
差し止めることができる。

(交付金)

第十五条 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額  
に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に関す  
る事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県  
に交付する。

第十六条 削除

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところに

(報告等)

第十八条 都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣)は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者若しくは支給対象高等学校等の設置者(国及び都道府県を除く。)若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第十九条 第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

より、都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。)に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

(報告等)

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者(国及び都道府県を除く。)若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第十九条 第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>（略）</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）</p>	<p>（略）</p>	<p>第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）</p>	<p>（略）</p>	<p>第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令第八十八号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）の施行に伴い、及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「法第三条第三項」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第三項」に改め、同条を第一条とする。

第三条各号を次のように改める。

一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第三号におい

て同じ。)の設置する高等学校等(第四号に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等(ロからホまでに掲げるものを除く。) 九千六百円

ロ 特別支援学校の高等部 四百円

ハ 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。次号ホにおいて同じ。) 一万九千五百五十円

ニ 専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。以下

この条において同じ。) 一万三千九百円

ホ 法第二条第五号に規定する特定教育施設(次号へにおいて単に「特定教育施設」という。) 九千

九百円

二 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)の設置する高等学校等(第四号に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等(ロからトまでに掲げるものを除く。) 九千九百円

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）の定時制の課程 二千七百円

ハ 高等学校の通信制の課程 五百二十円

ニ 特別支援学校の高等部 四百円

ホ 高等専門学校 一万九千五百五十円

ヘ 専修学校（トに掲げるものを除く。）、各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして

文部科学省令で定めるものに限る。）及び特定教育施設 三万八千百円

ト 専修学校（高等学校の課程に類する課程であつて通信による教育を行うものを置くものとして文部

科学省令で定めるものに限る。次号ロにおいて「専修学校通信制学科」という。） 二万八千百円

三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 三万八千百円

ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 二万八千百円

四 高等学校及び専修学校で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者

(法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条において同じ。) が当該学校に在学中の各月に支給される高等学校等就学支援金(同条第二項において「就学支援金」という。)の額の総額が百三十七万千六百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

第三条を第二条とする。

第四条を削り、第五条を第三条とする。

#### 附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）（抄） （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（削る）</p>	<p>（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）</p> <p>第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 法第三条第一項に規定する者（以下この条において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者</p> <p>二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）</p> <p>2   法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に</p>

応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。)について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下この条及び第四条第二項において「算定基準額」という。)(保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。第四条第二項において同じ。)が三十万四千二百円以上である者とする。

一 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)が支給される月の属する年度(当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「就学支援金支給年度」という。)(分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次号及び第四条第二項において同じ。)(に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所

得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十条第六項第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同法第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租

税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の十二月三十一日において当該保護者等の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円を控除して得た金額）に百分の六を乗じた額

二 就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の六の規定により控除する額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

3 | 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち、特例受給資格者（就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由として文部科学省令で定めるもの（以下この項において「特例事由」という。）に該

(高等学校等に在学した期間の計算の特例)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一・二 (略)

2 (略)

(支給限度額)

第二条 (略)

一 国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第三号において同じ。)の設置する高等学校等(第四号に掲げる

当する場合であつて、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が一年間において得ると見込まれる収入の額その他の事情に基づいて算定基準額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定した額(当該生徒等の保護者等が二人以上いるときは、特例事由に該当する保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の算定基準額を合算した額)が十五万四千五百円未満である生徒等をいう。第四条第二項において同じ。)であるものは、法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする。

(高等学校等に在学した期間の計算の特例)

第二条 法第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一・二 (略)

2 (略)

(支給限度額)

第三条 (略)

一 高等学校等(次号から第六号までに掲げるものを除く。) 九千九百円

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」とい

- ものを除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額
- イ 高等学校等(ロからホまでに掲げるものを除く) 九千六百元
  - ロ 特別支援学校の高等部 四百円
  - ハ 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。次号ホにおいて同じ。) 一万九千五百五十円
  - ニ 専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。) 一万三千九百円
  - ホ 法第二条第五号に規定する特定教育施設(次号へにおいて単に「特定教育施設」という) 九千九百円
  - 二 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)の設置する高等学校等(第四号に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額
    - イ 高等学校等(ロからトまでに掲げるものを除く) 九千九百円
    - ロ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)の定時制の課程 二千七百円
    - ハ 高等学校の通信制の課程 五百二十円
    - ニ 特別支援学校の高等部 四百円
    - ホ 高等専門学校 一万九千五百五十円
    - ヘ 専修学校(トに掲げるものを除く。)、各種学

- う。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程(第五号に掲げるものを除く。) 九千六百元
- 三 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程(第五号に掲げるものを除く。) 二千七百円
- 四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程(次号に掲げるものを除く。) 五百二十円
- 五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。)で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者(法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。)が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額
- 六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円

- 校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）及び特定教育施設 三万八千円
- ト 専修学校（高等学校の課程に類する課程であつて通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次号ロにおいて「専修学校通信制学科」という。） 二万八千円
- 三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額
- イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 三万八千円
- ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 二万八千円
- 四 高等学校及び専修学校で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される高等学校等就学支援金（同条第二項において「就学支援金」という。）の額の総額が百三十七万六千六百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

（削る）

（支給限度額の加算）

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 
- 一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号及び次項第三号において同じ。）以外の者の設置する高等学校等
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。次項第三号において同じ。）
- 三 地方公共団体の設置する専修学校
- 2 法第五条第二項の政令で定める受給権者は、算定基準額が十五万四千五百円未満である受給権者（保護者等が市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者に限る。以下この項において同じ。）又は特例受給資格者である受給権者とし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校等に在学する者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）
- （） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての同条第一号又は第五号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の三分の七に相当する額を加えた額
- 二 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校等の通信制の課程に在学する者
- 当該受給権者の支給対象高等学校等についての同条第一号又は第五号
-

2 第三条 (略) (就学支援金の支給の停止)

2 第五条 (略) (就学支援金の支給の停止)

三 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

三 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校に在学する者 前条第一号に定める額に九千六百五十円を加えた額

○文部科学省令第十八号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(専修学校及び各種学校)</p> <p>第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 「略」</p> <p>〔号を削る〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔項を削る〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者)</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの</p>	<p>(専修学校及び各種学校)</p> <p>第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 「同上」</p> <p>四 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであつて、文部科学大臣が指定したもの</p> <p>2 前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

- イ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者
- ロ 高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があるものと認められるもの
- 二 入管法別表第二の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- 三 入管法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、永住する意思があると認められるもの

（在学期間の計算の特例等）

第二条 法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- 一 「略」
- 二 令和八年四月一日以後に次のいずれにも該当しない者が高等学校等を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。以下この項において同じ。）
- イ 日本国籍を有する者
- ロ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（次条第四項及び第五項において単に「特別永住者」という。）
- ハ 入管法別表第二の永住者の在留資格をもって本邦に在留する者（次条第五項において「永住者」という。）
- ニ 前条各号に掲げる者
- 三 平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に高等

（在学期間の計算の特例等）

第二条 法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- 一 「同上」
- 二 「号を加える。」
- 二 法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等（法第一条に規

学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）による改正前の法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等を休学していた期間

四 法の施行前に法第三条第一項に規定する者（次号において「生徒等」という。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高専部並びに第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間

五 「略」

「項を削る。」

定する高等学校等をいう。以下同じ。）を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。次号及び第四号において同じ。）

三 法の施行前に生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する生徒等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高専部並びに前条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間

四 「同上」

2 令第一条第一項第一号の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長

二 児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

四 前三号に掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

3 令第一条第三項の文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

「項を削る。」

「項を削る。」

- 4||
- 一 保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、保護者等が自己の責めに帰することのできない理由により離職し、現に雇用され、又は任用されていないこと。
  - 三 保護者等が事業を行う個人又は法人（一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。次号において同じ。）の代表である場合であつて、当該保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため事業を営むことができないこと。
  - 四 前号に掲げるもののほか、保護者等が事業を行う個人又は法人の代表である場合であつて、当該保護者等が自己の責めに帰することのできない理由によりその営む事業を廃止し、現に事業を営んでいないこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由  
令第一条第三項の文部科学省令で定める方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - 一 就学支援金が支給される月が、特例事由（令第一条第三項に規定する特例事由をいう。以下同じ。）が生じた日が属する月の翌月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、当該月。以下この号において同じ。）以後三月以内である場合 特例事由が生じた日が属する月の翌月以後三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額（令第一条第二項に規定する算定基準額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、当該受給資格者の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項において同じ。）の設置者を

二 第八条第一項に規定する特例受給権者として初めて就学支援金の支給を受けるとき（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）就学支援金が支給される月の前月の直近の連続する三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する六月（当該期間に特例事由が生じた日が属する月が含まれる場合は、その月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、その前月）以前の期間を除く。）の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

5 令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項第一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以

通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

「項を削る。」

- 2・3 「略」
- 4 受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 国籍の変更があつたとき
  - 二 特別永住者となつたとき又は特別永住者でなくなつたとき
  - 三 在留資格の変更があつたとき

（下同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第三項並びに第十一条第八項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

2

前項の規定にかかわらず、特例受給資格者（令第一条第三項に規定する特例受給資格者をいう。以下同じ。）が法第四条に規定する認定の申請を行う場合は、特例受給資格者が、様式第一号の二による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、当該特例受給資格者が在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、第二号及び第三号に掲げる書類を申請書に添付することができないときは、当該書類は、都道府県知事が法第四条に規定する認定する日の前日までに提出すれば足りるものとする。

- 一 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
- 二 特例事由の基礎となる事実を証明する書類
- 三 前条第四項各号に掲げる収入を証明する書類

3・4 「同上」

「項を加える。」

四 在留期間の更新があったとき

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合その他の場合において、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨及び当該受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅した旨を当該受給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

一 日本国籍を有しなくなり、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しないとき。

二 日本国籍を有せず、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。

(授業料の月額等)

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 「略」

二 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校(第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。))に限る。

受給権者が就学支援金の支給を受ける月において履修する科目(以下この号及び第七条第四項において「履修科目」という。)のうちの各科目の一単位当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目の全ての単位について合算した額

2 「略」

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額等)

「項を加える。」

(授業料の月額等)

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 「同上」

二 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校(第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。))に限る。

受給権者が就学支援金の支給を受ける月において履修する科目(以下この号及び第七条第二項において「履修科目」という。)のうちの各科目の一単位当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目の全ての単位について合算した額

2 「同上」

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額)

第七条 令第二条第一号二に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

2 令第二条第二号へに規定する文部科学省令で定める各種学校は、第一条第一項第三号に掲げるものとする。

3 令第二条第二号トに規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

4 令第二条第四号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあつては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（第十四条第二項において単に「独立行政法人」という。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十四条第二項において単に「国立大学法人」という。）を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 四千六百六十八円

ロ 専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。次号二において同じ。） 六千七百五十六円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ

第七条 令第三条第五号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

2 令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあつては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに第一条第一項第一号及び第二号に掲げる専修学校 四千八百十二円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の

次に定める額

イ 高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。） 四千八百

十二円

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。ハ及び次号ロにおいて同じ。）の定時制の課程 千七百四十円

ハ 高等学校の通信制の課程 三百三十六円

ニ 専修学校（ホに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八円

ホ 専修学校通信制学科（令第二条第二号トに規定する専修学校通信制学科をいう。次号ロにおいて同じ。） 一万三千六百六十八

円

三

国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八

円

ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 一万三千六百六十八

円

6

第四項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度

までに履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了した

もの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象

高等学校等であつた高等学校等において履修を開始した科目であつて

当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定

月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単

位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）

並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える

場合にあつては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分

の単位数に係る単位について合算することができない。

課程 千七百四十円

三

地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程 三百三十六円

同上

同上

4

第二項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度

までに履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了し

たもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象

高等学校等であつた高等学校等において履修を開始した科目であつて

当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定

月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単

位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）

並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える

場合にあつては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分

の単位数に係る単位について合算することができない。

(就学支援金の額の通知)

第八条 都道府県知事は、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

(就学支援金の支給の停止)

第十条 「略」

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第三条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。

(就学支援金の額の通知)

第八条 都道府県知事は、入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金を支給したとき並びに特例受給資格者である受給権者(次に掲げる者を除き、以下「特例受給権者」という。)に対して一月に就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

一 算定基準額が十五万四千五百円未満である者

二 第十一条第二項の規定による届出をした日が属する月の就学支援金の額が令第三条の規定による額を超えない者であつて、算定基準額が十五万四千五百円以上三十万四千二百円未満であるもの

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは又は受給権者が特例受給権者でなくなった場合で引き続き受給権者であるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

(就学支援金の支給の停止)

第十条 「同上」

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等(様式第一号又は様式第一号の二による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したもの)をいう。以下この条及び次条において同じ。(特例受給権者に

「条を削る。」

あつては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類)を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書を提出している場合にあつては、当該届出書(特例受給権者にあつては、当該届出書並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類)のみを提出すれば足りる。

3  
「同上」

(収入の状況の届出等)

第十一條 法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りでない。

2 | 前項の規定にかかわらず、特例受給権者が行う法第十七条に規定する届出は、毎年二回、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等(この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあつては、これを除く。以下この条において同じ。)並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

3 | 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあつては、法第十七条に規定する届出は、第一項本文及び前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により行うものとする。

4 | 第一項の規定にかかわらず、受給権者(法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において

同じ。)は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等(特例受給権者にあつては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類)を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

5 | 第一項の規定にかかわらず、特例受給権者(法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。)は、特例受給資格者に該当しないこととなつたときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

6 | 受給権者であつて特例受給資格者でないものが特例受給資格者となつたときは、当該受給権者は、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することができる。この場合において同項第二号及び第三号に掲げる書類を提出できないときは、当該書類は、都道府県知事が第八条第二項に規定する通知をする日の前日までに提出することができるものとする。

7 | 第三条第二項の規定により申請書を提出した特例受給資格者であつて、同条第三項に規定する通知が行われていないもの又は前項の規定により収入状況届出書等を提出した特例受給資格者であつて、第八条第二項に規定する通知が行われていないものは、第二項の例により都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち、同項又は前項の規定により既に提出した書類については、これを添付することを要しない。

8 | 都道府県知事は、前各項の規定による届出があつた場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めたとときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を

通じて、通知しなければならない。

第十一條〜第十三條 「略」

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十四條 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三條、第四條、第六條、第八條から第十一條まで及び前條の規定の適用については、第三條第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二條第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同條第二項から第五項まで、第四條、第六條及び第八條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十條中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2 独立行政法人又は国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三條、第四條、第六條、第八條から第十一條まで及び前條の規定の適用については、第三條第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二條第五

第十二條〜第十四條 「同上」

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十五條 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三條、第四條、第六條、第八條から第十二條まで及び前條の規定の適用については、第三條第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二條第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同條第二項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同條第三項及び第四項、第四條、第六條並びに第八條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十條及び第十一條中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十二條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前條中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成十五年法律第百一十二号)第二條第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三條、第四條、第六條、第八條から第十二條まで及び前條の規定の適用については、第三條第

号に規定する特定教育施設である場合を除く。)にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。)とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条及び第十条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

#### 附則

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例)  
3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第五項の規定は、適用しない。

一 項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。)」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条、第八条から第十二条まで並びに前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、同条第二項から第四項まで、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

#### 附則

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例)  
3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第三項の規定は、適用しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一号を次のように改める。

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

**【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】**

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

①  日本国

②  日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③  特別永住者

④  永住者

⑤  日本人の配偶者等

在留期間  
(満了日)

(西暦) 年 月 日

⑥  永住者の配偶者等

⑦  定住者

在留期間  
(満了日)

(西暦) 年 月 日

日本国に永住する  
意思の有無

はい (あり)     いいえ (なし)

⑧  家族滞在

在留期間  
(満了日)

(西暦) 年 月 日

日本国の小学校の  
卒業の有無等

卒業した     卒業していない

小学校名

所在地  
(都道府県)

都・道  
府・県

日本国の中学校の  
卒業の有無等

卒業した     卒業していない

中学校名

所在地  
(都道府県)

都・道  
府・県

日本国で就労する  
意思の有無

はい (あり)     いいえ (なし)

**【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】**

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの口にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。

①  「個人番号カードの写し(コピー)」を添付します。

②  「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。  
国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。

③  「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。

④  「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

⑤  ①～④のいずれの書類も添付しません。  
国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。  
国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。

(生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑥、⑦のいずれにも口にレ印を付けて申請してください。)

⑥  「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

⑦  「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

**【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は、次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合は、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②令和8年4月1日以後に国籍・在留資格等の要件を満たさないことにより受給資格を有しない者が休学していた期間、③平成26年4月1日から令和8年3月31日までに所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、④平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、⑤平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

## 留意事項

- イ 「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ロ 4月に入学した新生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。  
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ヘ 支給対象とならない在留資格の生徒が、「永住者」又は「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、申請できません。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定後、申請者の国籍等に記載する内容に変更があった場合には、速やかに、届け出てください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第一号の二を削り、様式第三号を次のように改める。

年 月 日

殿

## 高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

（注）保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓			名	
	住所	都道府県		市区町村		
学校 （※）	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県		市区町村		
	学校設置者の名称					
	復学日	年		月	日	

受給資格の認定を受けたとき（国籍・在留資格等の変更又は在留期間の更新の届出をした場合は、最新の届出をしたとき）から、この申出書を提出するまでの間に、国籍・在留資格等の変更又は在留期間の更新があったときは、別途、当該変更又は更新のあった事項を速やかに届け出る必要があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日

年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p style="text-align: center;">1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p style="text-align: center;">2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前から引き続き第一条の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号に掲げる各種学校（第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校を含む。）に在学する者に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（令和八年三月三十一日において支給権者であった者に限る。）に係る第一条の規定による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第一項の申請に係る様式は、第一条の規定による改正後の様式第一号にかかわらず、文部科学省初等中等教育局長が別に定める様式によることができる。

## 別添 7

○文部科学省告示第七十二号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第十八号）の施行に伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）は令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月十八日

文部科学大臣 松本 洋平

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件

(平成二十二年四月三十日文部科学省告示第八十二号)

最終改正 令和八年二月二十七日文部科学省告示第三十六号

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号。以下「規則」という。）第一条第一項第四号イに規定する高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものは、別表第一のとおりとする。

第二条 規則第一条第一項第四号ロに規定する団体は、次に掲げるものとする。

一 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ

二 アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル

三 アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア

四 アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ

五 オランダ王国ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウセル・オブ・インターナショナル・スクールズ

六 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ロンドンに主たる事務所が所在する団体であるカウンスル・オブ・ブリティッシュ・インターナショナル・スクールズ

七 スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局

2 規則第一条第一項第四号ロに規定する文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものは、別表第二のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

名 称	位 置	備 考
エスコラ・パラレロ各種学校	群馬県	高等教育の部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス太田	群馬県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
各種学校インストゥット エドゥカシオナル ティー・エスレクレアソン	埼玉県	高校課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
インディア インターナショナル スクール イン ジャパン	東京都	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
東京韓国学校中・高等部	東京都	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
東京国際フランス学園	東京都	高等教育科の第一学年から第三学年までの課程に限

		る。
東京中華学校	東京都	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和	東京都	第十一学年から第十三学年までの課程に限る。
東京横浜独逸学園	神奈川県	中・高等科の第六学年から第八学年までの課程に限る。
横浜中華学院	神奈川県	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
イザキニュートン学校	岐阜県	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
H I R O 学園 エスコーラ ブラジレイラ プロフェソール カワセ	岐阜県	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス浜松	静岡県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
ムンド・デ・アレグリア学校	静岡県	ペルー課程の中高課程の第四学年及び第五学年の課程並びにブラジル課程の高校課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス豊田	愛知県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス豊橋	愛知県	高等課程の第一学年から第

		三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス碧南	愛知県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス鈴鹿	三重県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
ニッケン学園	三重県	高等部課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
日本ラチーノ学院	滋賀県	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。

別表第二（第二条関係）

名 称	位 置	備 考
北海道インターナショナルスクール	北海道	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
東北インターナショナルスクール	宮城県	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
つくばインターナショナルスクール	茨城県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
R u g b y S c h o o l J a p a n	千葉県	第十一学年から第十三学年までの課程に限る。
アメリカン・スクール・イン・ジャパン	東京都	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	東京都	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。

ケイ・インターナショナル スクール 東京	東京都	インターナショナルジュニアハイスクールの第五学年並びにインターナショナルハイスクールの第一学年及び第二学年の課程に限る。
聖心インターナショナルスクール	東京都	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
清泉インターナショナル学園	東京都	高等学部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	東京都	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
東京インターナショナルスクール	東京都	第十学年及び第十一学年の課程に限る。
サンモール インターナショナル スクール	神奈川県	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
ホライゾンジャパンインターナショナルスクール	神奈川県	中学部の第五学年並びに高等部の第一学年及び第二学年の課程に限る。
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
江西インターナショナルスクール	愛知県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。

Kyoto International School	京都府	ミドルスクール課程の第五学年並びにハイスクール課程の第一学年及び第二学年の課程に限る。
京都インターナショナルユニバーシティー	京都府	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
同志社国際学院国際部	京都府	ハイスクール課程の第二学年から第四学年までの課程に限る。
関西学院大阪インターナショナルスクール	大阪府	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
コリア国際学園	大阪府	高等部の第二学年及び第三学年の課程に限る。
カネディアン・アカデミー	兵庫県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール	兵庫県	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
広島インターナショナルスクール	広島県	ミドルイヤー課程の第四学年並びにディプロマ課程の第一学年及び第二学年の課程に限る。
福岡インターナショナル・スクール	福岡県	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
沖縄クリスチャンスクールインターナショナル	沖縄県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二十三年三月三十一日 文部科学省告示第六十六号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第一ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和の項の改正規定は、平成二十二年九月一日から適用する。

附 則（平成二十三年五月十日 文部科学省告示第八十五号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二十三年八月三十日 文部科学省告示第百三十三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月八日 文部科学省告示第百六十三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二十三年十二月二十八日 文部科学省告示第百七十六号）

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月三十一日 文部科学省告示第十九号）

この告示は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月三十一日 文部科学省告示第百十五号）

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十五日 文部科学省告示第百七十三号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二同志社国際学院国際部の項の改正規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十五年二月二十日 文部科学省告示第十七号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の公立高等学校に係る授

業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件別表第三に掲げる各種学校については、同告示の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成二十五年三月七日文部科学省告示第二十四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年二月一日から適用する。

附 則（平成二十六年三月三十一日文部科学省告示第五十八号）

この告示は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二十七年一月二十八日文部科学省告示第十号）

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十八日文部科学省告示第五十九号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年八月一日から適用する。

附 則（平成二十八年六月二十三日文部科学省告示第九十五号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年二月八日文部科学省告示第九号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年五月一日から適用する。

ただし、改正後の別表第二に規定するつくばインターナショナルスクールの項中第十学年の課程に係る同表の規定は、平成二十六年七月一日から適用する。

附 則（平成三十年三月六日文部科学省告示第四十号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年十一月一日から適用する。

附 則（平成三十年十一月二十九日文部科学省告示第二百二十四号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二ホライゾンジャパンインターナショナルスクールの項の改正規定は、平成三十年九月一日から適用する。

附 則（令和三年十一月二十二日文部科学省告示第百九十三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年七月一日から適用する。

附 則（令和四年三月三十一日文部科学省告示第六十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日文部科学省告示第五十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年八月一日文部科学省告示第百号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年七月三十一日文部科学省告示第六十号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年九月一日文部科学省告示第七十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年二月二十七日文部科学省告示第三十六号）

この告示は、令和八年三月一日から施行する。

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法施行後三年以内に行う検証・検討に当たっては、速やかに「検証委員会」等の枠組みを設け、公私間の教育費負担の格差是正の状況等を勘案しつつ、国民の様々な意見や新たな制度の実施状況、先行自治体の取組の分析等を踏まえて、新たな制度における収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給限度額、合理性のない授業料等の値上げの抑制策の実施による影響、地方や公立高校への影響、中学生の学習時間の変化などについて、データ等の客観的情報を幅広くかつ丁寧に収集及び分析を行い、教育の機会均等の観点も含め、必要な措置を講ずるものとする。

二 就学支援金制度の拡充により、所得制限が撤廃され、家庭の経済状況に関わらず就学支援金が支給されることから、世帯所得による格差が拡大しないよう努めること。また、就学支援金の法令上の支給対象から外国籍生徒のうち我が国に定着することが見込まれない者及び外国人学校が外れることによつて、共生社会の推進に支障を生じさせないよう万全を期すこと。

三 いわゆる「高校無償化」という表現は誤解を招く恐れがあることを考慮し、本制度の趣旨・内容について、広く理解が得られるよう、関係者に対する周知・説明を十分に行うこと。その際、私立高校においては、生徒・保護者に対して、授業料以外に必要な費用がかかることについて十分に周知を行うなど、透明性の確保を推進すること。

また、生徒や保護者等に対する各高校の教育方針や教育環境等についての情報提供の促進を図ること。

四 就学支援金の申請手続きに当たっては、支給対象となる者が漏れないよう十分配慮するとともに、予算上の支援対象となる者についても全ての生徒が当該支援を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。また、就学支援金と予算上の支援の対象者が異なるため、それぞれの申請・認定手続きの際に、プライバシーに関して十分配慮したものとすること。

五 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、自治体や学校現場に相応の事務量が発生することに鑑み、そのための条件整備に努めること。

また、オンライン申請システム「e・Shien」の更なる利用拡大と利便性の向上を推進すること。

六 就学支援金の支給上限額の引上げに伴って、私立高校において合理性のない授業料の値上げが行われることがないよう、設置者である学校法人の自主性や所轄庁である都道府県の意向に配慮しつつ、授業料等学納金の情報公開の強化や先行自治体の取組を踏まえた仕組みの構築などの必要な措置を講じること。

七 都道府県により学校数や生徒数の公私の比率や私立高校の位置付けが大きく異なることから、就学支援金の拡充により地域の教育格差の拡大や地域の空洞化が生じないように必要な取組を行うこと。

その際、いわゆる公立高校離れが進まないように、令和九年度以降も、高校教育改革を更に推進するため、既存の文教予算を削減することなく、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築し、地域の産業界や大学等との連携を深め、地域の特性を活かした専門高校を含めた公立高校等への支援を更に充実させること。

八 教育は未来への投資であることに鑑み、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、恒久財源の確保及び一層の教育予算の拡充に最大限努めること。

その際、授業料以外の学納金によって、進路選択の幅が狭まらないよう、授業料以外の支援である高校生等奨学給付金において、学習者用端末の購入費を補助できるようにするなど、給付額や対象世帯の更なる拡充を図ること。

九 多様な生徒が取り残されない教育環境を整備するため、通信制高校の教育の質の向上を図りつつ適正な支援を行うとともに、現行制度で支援対象となっている外国人学校の生徒に対する予算措置を後退させないこと。また、高校に進学しない若者や中退した若者への支援についても速やかに実態を把握の上、検討を行うこと。

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和八年三月三十一日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法施行後三年以内に行う検証・検討に当たっては、速やかに「検証委員会」等の枠組みを設け、民間の教育費負担の格差是正の状況等を勘案しつつ、国民の様々な意見や新たな制度の実施状況、先行自治体の取組の分析等を踏まえて、新たな制度における収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給限度額、合理性のない授業料等の値上げの抑制策の実施による影響、地方や公立高校への影響、地域公共交通への影響、障がいのある子ども達との教育機会の確保、中学生の学習時間の変化などについて、データ等の客観的情報を幅広くかつ丁寧に収集及び分析し、教育の機会均等の観点も含め、必要な措置を講ずること。

二、就学支援金制度の拡充により、所得制限が撤廃され、家庭の経済状況にかかわらず就学支援金が支給されることから、世帯所得による格差が拡大しないよう努めること。また、就学支援金の法令上の支給対象から外国籍生徒のうち我が国に定着することが見込まれない者及び外国人学校の生徒が外れることによつて、共生社会の推進に支障を生じさせないよう万全を期すこと。

三、いわゆる「高校無償化」という表現は誤解を招くおそれがあることを考慮し、本制度の趣旨・内容について、広く理解が得られるよう、関係者に対する周知・説明を十分に行うこと。その際、特に私立高校において、授業料以外の費用が多く必要となる場合があることについて十分に周知を行うなど、透明性の確保を推進すること。また、生徒や保護者等に対する各高校の教育方針や教育環境等についての情報提供

の促進を図ること。

四、就学支援金の申請手続に当たっては、支給対象となる者が漏れないよう十分配慮するとともに、予算上の支援対象となる者についても全ての生徒が当該支援を受けられるよう必要な措置を講ずること。また、就学支援金と予算上の支援の対象者が異なるため、それぞれの申請・認定手続の際に、生徒等のプライバシーや個人情報保護の保護に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒間の分断・差別等を招くことのないよう十分配慮すること。

五、就学支援金の受給資格の認定に当たっては、自治体や学校現場において相応の事務量が発生することに鑑み、そのための条件整備に努めること。また、「オンライン申請システム」<sup>「e・Shien」</sup>の更なる利用拡大と利便性の向上を推進するとともに、複雑化する就学支援金の認定手続等に伴う教職員及び事務職員の負担を抜本的に軽減するため、その改修を始め、次世代校務DX環境の整備等を通じた学校事務全体のデジタル化（DX）に対する積極的な財政支援及び技術的支援を講ずること。

六、就学支援金の支給限度額の引上げに伴って、私立高校において合理性のない授業料の値上げが行われることがないよう、設置者である学校法人の自主性や所轄庁である都道府県の意向に配慮しつつ、授業料等の費用の情報公開の強化や先行自治体の取組を踏まえた仕組みの構築などの必要な措置を講ずること。また、教育の質向上のため、私学助成金等の拡充を始め教育予算の拡充に努めること。

七、都道府県により学校数や生徒数の公私の比率や私立高校の位置付けが大きく異なることから、就学支援金の拡充により地域間の教育格差の拡大や地域の空洞化が生じないよう必要な取組を行うこと。その際、いわゆる公立高校離れが進まないように、令和九年度以降も、生徒を主語にした高校教育改革を更に推進

するため、既存の文教予算を削減することなく、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築し、多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズに応えとともに、地域の産業界や大学等との連携を深めつつ、地域の特性をいかした特色化・魅力化を進める専門高校を含めた公立高校等への支援を更に充実させること。また、公立高校等が高校教育改革を推進するためには、教師の役割が一層重要となることから、学級編制及び教職員定数の標準等の在り方についても検討すること。

八、少子化に伴う地方の公立高校の統廃合や再編が進む中において、生徒の地理的アクセスが損なわれることがないように、通学や寮・地方の高校への留学などに関する環境整備、遠隔教育の活用などを組み合わせた教育機会確保のモデルを国として提示し、各自治体に対して強い伴走支援を行うこと。

九、国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨及び教育は未来への投資であることに鑑み、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、恒久財源の確保及び一層の教育予算の拡充に最大限努めること。その際、授業料以外の費用によって、進路選択の幅が狭まらないよう、授業料以外の支援である高校生等奨学給付金において、学習者用端末の購入費を補助できるようにするなど、給付額や対象世帯の更なる拡充を図ること。また、現行制度で支援対象となっていない外国籍生徒のうち我が国に定着することが見込まれない者及び外国人学校の生徒に対する予算措置による支援を後退させないこと。

十、多様な生徒が取り残されない教育環境を整備するため、合理的配慮の提供や特別支援学校の専攻科を含む特別支援教育の充実や、通信制高校の教育の質の向上を図りつつ、適正な支援を行うこと。また、不登校経験やヤングケアラー、疾病等のやむを得ない理由により修業年限を超えて在学している生徒が学びを継続できるよう、速やかにその実態を把握の上、就学支援金の支給期間終了後の更なる支援措置に向けた検討を速やかに進めること。さらに、高校に進学しない若者や中退した若者への支援についても速やかに

実態を把握の上、検討を行うこと。

十一、今後、生徒等への経済的支援に係る重大な法改正を行うに当たっては、国会における十分な審議期間や、生徒、保護者及び学校関係者等への周知や準備のための期間を設ける必要性を踏まえ、制度の施行まで十分な余裕をもって法律案を国会に提出するよう努めること。

右決議する。

自由民主党、公明党、日本維新の会  
合 意

自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り  
合意する。

令和7年2月25日

自由民主党

総 裁

石破 茂

幹 事 長

森 山 啓

政務調査会長

小野寺 五典

公 明 党

代 表

斎藤 鉄夫

幹 事 長

西田 実仁

政務調査会長

園田 三武

日本維新の会

代 表

吉村 洋文

共同代表

前原 誠司

幹 事 長

岩谷 良平

政務調査会長

青柳 仁士

## I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

### ① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針 2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

### ② いわゆる給食無償化

- ・ まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・ その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

### ③ 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

### ④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

## II 現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減

社会保障改革による国民負担の軽減を実現するため、主要な政策決定が可能なレベルの代表者によって構成される3党の協議体を設置する。

以下の点を含む、現役世代の増加する保険料負担を含む国民負担を軽減するための具体策について、令和7年末までの予算編成過程（診療報酬改定を含む）で論点の十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、令和8年度から実行に移す。

- ・ OTC類似薬の保険給付のあり方の見直し
- ・ 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底
- ・ 医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現
- ・ 医療介護産業の成長産業化

上記の検討に当たっては、

- ・ 政府与党として、令和5年12月22日に「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等を決定し、2023年度から2028年度にかけて、歳出改革等によって実質的な社会保険負担軽減の効果を1.0兆円程度生じさせるとされていること
- ・ 公明党として、令和6年9月20日に「公明党2040ビジョン（中間とりまとめ）」を公表し、生活習慣病等の予防・重症化予防、健康づくりの推進、がん検診等の充実による早期発見・早期治療、多剤重複投薬対策や重複検査対策などを進めることで医療費適正化の効果も得られるとされていること
- ・ 日本維新の会として、令和7年2月20日に「社会保険料を下げる改革案（たたき台）」を公表し、国民医療費の総額を、年間で最低4兆円削減することによって、現役世代一人当たりの社会保険料負担を年間6万円引き下げるとされていること

を念頭に置く。

### Ⅲ 働き控えの解消

社会保険に係るいわゆる年収の壁による働き控えの解消に向けて、「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施する。従来、「年収106万円の壁」への対応として実施しているキャリアアップ助成金による措置を拡充することとし、その際、中小・小規模事業者への支援強化や使い勝手の更なる向上等を行う。この措置は、労働保険特別会計において臨時に行う時限的措置とし、第三号被保険者制度のあり方を含めた「年収130万円の壁」に関する制度的な対応のあり方について更に検討を進める。

#### IV 教育無償化に関する論点等

1. いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
3. 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

以上

# 三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理

令和 7 年 6 月 11 日  
自由民主党・公明党・日本維新の会  
無償化を含む、多様で質の高い  
教育の在り方に関する検討チーム

令和 7 年 2 月 25 日の三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、高等学校等就学支援金制度（以下、就学支援金制度）の見直しを通じて、家計への経済的負担を理由とした生徒の高校中退等を防ぐなど高校教育から離脱しないようにするための支援に加え、如何なる所得層の世帯に属していたとしても、生徒自らが学びたいと考える高校をより選択しやすくなるための積極的な支援が可能となるよう、令和 8 年度からは所得制限を撤廃し、公立高校に通う生徒には 11.88 万円を支給するとともに、私立高校に通う生徒には全国授業料平均相当額となる 45.7 万円を支給することとなっており、こうした支援を通じて、高校教育を通じて生徒個人の能力等を高め、将来の日本社会を支える一員を育成する観点から、生徒が高校で学ぶ多様で質の高い教育機会の確保／選択肢の充実を目指す。

また、支援対象者・支給金額・必要となる予算等の詳細な制度設計や、低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充の具体化については、三党合意のIVで掲げられている論点等に関し下記の通り大枠整理を示して進め、令和 8 年度予算編成過程において成案を得て、実現する。

## 1. 義務教育との関係

- 義務教育段階の私立小・中学校に通う児童生徒には授業料支援がない一方で、ほぼ全ての生徒が進学する高校段階では、これらの生徒を公立高校のみでは収容できず、現に 39%の生徒が私立高校に通っている状況等を踏まえ、実態的に準義務教育となっている高校の無償化大幅拡充を進める目的や意義を丁寧に説明することが必要。
- 高校無償化が大幅拡充されることを背景に、高校から入学することができない中高一貫校が広がっていく中、その在り方について、私立中学校の受験競争の低年齢化の観点も含め、検証することが必要。
- 高校進学率が 99%に達する中で、今回のいわゆる高校無償化を、子供たちが誰一人取り残されず、自分らしく強みを発揮して輝ける高校教育の実現につなげることが必要。
- 同時に、中学校卒業後に高校等には進学せずに就職するなどして社会で働くことを選択する若者が存在しており、高校進学者と就職者に対する支援の差が広がるとの指摘もあり、高校等に進学しない子供たち及び高校中退者に対する状況把握と公的支援の実施など関係機関と連携して支援を充実させることが必要。

## 2. 公立高校（専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実

につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用による PDCA の徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。

- また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称））を踏まえ、都道府県が作成する計画（高校教育改革実行計画（仮称））に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価（高校生の声を聞くことを含む）等による明確な KPI を設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。
- また、家庭の経済事情に左右されず、子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにする観点から、授業料以外の教育費の支援も充実させるため、例えば、支援対象として広げる中所得世帯の範囲や、地方に負担が生じることのないよう、国の負担割合を10分の10とすることなどを含め、「高校生等奨学給付金」の具体的な拡充の在り方について検討することが必要。このことは、「高所得世帯への優遇ではないか」との指摘にも応えるものである。

### 3. 多様な教育機会の実現（高校間での単位互換を含む）

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。（※上記2. の論点と関連）
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化（高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む）、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

#### 4. 収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方

- ▶ 「三党合意」以降、三党教育チームで行ったヒアリングなどでは「富裕層の外国籍生徒にまで支援が必要なのか」といった懸念や、「収入要件の撤廃により、高所得世帯では教育費が学習塾や習い事などに流れることで教育格差の拡大につながるのではないか」といった指摘がなされており、こうした様々な声に真摯に向き合って対応していくことが必要。
- ▶ 特に、今般多額の国費が投じられる追加支援に関し、外国人生徒も対象としていくことについて、現在の支援状況や諸外国における支援の状況とともに、日本社会に根付いて生活する外国人や日本の産業を支える外国人の子弟が安心して学べる環境を保証するといった観点等を踏まえ、どう考えるか整理が必要。
- ▶ 外国人生徒については、授業料等が高いインターナショナルスクールに通う高所得世帯や授業料等が比較的低廉な民族学校に通う低中所得世帯、我が国に継続的に在住・在学してきた者（永住者等）、高校留学のために初めて来日する者など、状況が様々な中でどのように扱うべきか、関連政策を含めて検討することが必要。

#### 5. 私立加算額の水準の考え方（令和8年度から45.7万円）

- ▶ 三党合意では、「令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる」と明記されていることを踏まえ、授業料等に係る実態調査結果を参考に、高等学校の課程等の違いとともに、これまでの支援額決定の考え方等を踏まえ、就学支援金の見直しが必要。
- ▶ 合理性のない、いわゆる便乗値上げを抑える仕組みづくり（国や地方自治体による関与の仕方等）の検討が必要。
- ▶ 私立学校の経営の特性を踏まえつつ、私立学校が建学の精神に基づき、特色ある教育活動を推進することを阻害しないように配慮しながら、例えば、授業料に係る情報公開を強化した上で、東京都等における取組を参考に、私学助成による授業料等管理の観点からの措置などについて検討が必要。

#### 6. 支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）

- ▶ 令和8年4月からの円滑な実施のため、現行の支給方法である代理受領を維持することとしつつ、その執行状況等を踏まえ、目的外使用の防止や現場の負担軽減等に資すると考えられる「代理受領」と、生徒の主体的な選択の拡大による学びの充実と質の拡大及び権利主体としての自覚育成等に資すると考えられる「直接支給」とのメリット／デメリットを比較考慮して、どのように対応するのか、高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称）の中でも検討し、速やかに結論を得る。
- ▶ マイナンバーの活用などDX化により、就学支援金や奨学給付金等の目的外使用の防止と手続の簡素化・統合をはかり、修学支援諸制度の効率的な支給を推進する必要。

## 7. 国と地方の関係

- 現行の就学支援金制度は国主導で10分の10国負担として推進してきた一方で、高校教育の実施に係る事務は自治事務であることや、今回の三党合意における「低所得層への高校生等奨学給付金の拡充」については、現状3分の1国補助の事業であることなどを総合的に勘案し、国と地方の関係について整理が必要。(3分の1国負担である義務教育費国庫負担金や、2分の1国補助である要保護者への就学援助(小中学校)等の義務教育との関係にも留意。)

## 8. 公立と私立の関係

- 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグラウンドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
- また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
- 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
- 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2. 3. の論点と関連)

## 9. 現場レベルの負担

- 都道府県や学校現場の事務負担が極力増大せず、円滑な実施が可能となるよう工夫することが必要。(※上記6. の論点と関連)

## 10. 安定財源の確保

- 制度化による恒久的な施策の実施には恒久的な安定財源が必要。
- その際、子育て世帯の負担とならないよう配慮しつつ、多様な人材の育成、教育の質の確保等の目的を踏まえた安定財源の在り方を検討することが必要。

# 「無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム」 ヒアリング概要

第1回 5月14日(水)

## ■全国高等学校長協会

会長 内田隆志氏（東京都立三田高等学校長）

（公立高校（専門高校を含む）への支援等）

- 校舎の老朽化や超スマート社会（Society5.0）における環境整備を含め、公立高校を支援する交付金等の新たな制度を創設し、教育の質を向上させるべき。
- 専門高校において、継続的な財政的な支援によるシステムや設備機器の更新が必要。
- 在籍校の教育課程体系を超えてアラカルト方式の単位修得とすることは、各学校の教育目標や方針の基軸を崩しかねず適切ではない。

（支給方法）

- 直接支給は、学校に授業料を支払うための新たなシステム構築が必要になり、システム開発、機器の導入や金融機関等の手数料等、学校事務がかえって複雑化し、負担増につながるため、設置者の代理受領が望ましい。

（広域通信制）

- 広域通信制高校について、通信教育規程で校舎面積、教育課程、教員数等が全日制と比較して特例的に緩和されており、質の保証や設置等について一定の制約を課すことが必要。

（収入要件の撤廃）

- 収入要件の撤廃は、機会均等などの観点から有効だが、高所得者において学習塾や習い事などに流れ、より教育格差が生じる危険性がある。

（その他）

- 安定した恒久財源の確保ため、政府全体で検討するべき。

## ■全国都道府県教育委員会連合会

会長 坂本雅彦氏（東京都教育委員会教育長）

（公立高校（専門高校を含む）への支援）

- 公立高校には地域に人材輩出する拠点としての役割がある。地方だと私立学校の数は少ないので公立学校の果たす役割は大きい。公立高校が衰退することがないよう、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るべき。
- 公立専門高校について、大型設備の導入や産業教育施設整備に対する補助の拡充など支援の抜本的な拡充を図るべき。

### **(支給方法)**

- 授業料は高校教育の提供に対する対価であり、支援金が確実に授業料に充てられることが重要。生徒や保護者に直接支給した場合、目的外利用に伴う授業料不払いにより退学等となる可能性もあるため、現行制度と同様に学校の代理受領とするべき。

### **(現場の負担軽減)**

- 都道府県や学校現場の事務負担が極力増大しないよう、一層の事務手続きの簡素化を図るべき。特に公立高校については、令和7年度から全世帯に授業料相当額が支給されるようになることから、学校における税照会事務の見直しや、生徒・保護者に負担のかかる申請手続きの解消など、簡素化を図るべき。

### **(公立と私立の関係)**

- 公立・私立を併せた配置計画について、私立はそれぞれに建学の精神があり学校運営の考え方も違うため、教育委員会で一元的に作るには現実的には無理がある。

### **(その他)**

- 地方も含めた国全体として考えると、公立高校の存続発展の財源は国の責任において確保すべき。

## **■日本私立中学高等学校連合会**

**会長 吉田晋氏（富士見丘中学高等学校校長）**

### **(私立専門高校への支援)**

- 私立専門高校も各地域の人材育成を担っていることから、公立専門高校と同様の支援を拡充するべき。

### **(支給方法)**

- 直接受領として授業料の未納・滞納があった場合には、授業料を納付している保護者との公平性・公正性の観点や、私立学校の安定的な経営や教育環境の整備の観点からの問題があるため、現行制度どおりの代理受領が望ましい。

### **(私立加算金額)**

- 現在の物価や人件費の上昇など合理的な理由によって授業料を値上げせざるを得ない状況の中で、私立高校の授業料を一律に規制することは、私立学校の独自性と教育環境を悪化させることになり、多様で質の高い教育を求めて入学する子供たちへのより良い教育の実現は困難となる。東京都は届出制で適切に管理していると考えている。

### **(その他)**

- 中学生の進路選択はもう始まっている。今なお、どのような制度になるか分からないという不安を与えないでほしい。
- 財源は国全体で新たなものを作るべき。就学支援金が増額する分、間違っても私学への経常費補助が減ることにならないようにしていただきたい。

## ■全国高等学校 PTA 連合会

会長 田名部智之氏（青森）

### （公立高校（専門高校を含む）への支援の拡充）

- 公立高校が魅力ある学びの場となるため、教育の質の確保や施設整備充実のための財源確保など、支援の拡充を要望する。

### （支給方法）

- 授業料は学校に払われるものであるため、代理受領にした方が、保護者に左右されずに目的どおりに支払われることになるため、現行どおり代理受領が適切。

### （奨学給付金）

- 財源との関係で優先順位を付けるならば、先に低中所得者むけの支援や公立高校への支援を拡充してもらいたい。授業料以外の費用が準備できず高等学校での学びを続けられない事態を生じさせないためにも、高校生等奨学給付金の更なる拡充を要望する。

### （その他）

- 中学生が進路の選択に際し混乱することがないように、早期の制度設計・周知を行ってほしい。

## 第2回 5月22日（木）

## ■全国知事会

文教・スポーツ常任委員会委員長 大村秀章氏（愛知県知事）

代理：愛知県教育委員会教育長 川原馨氏

文教・スポーツ常任委員会副委員長 河野俊嗣氏（宮崎県知事）

代理：宮崎県教育委員会教育次長 吉玉拓氏

### （公立高校（専門高校を含む）への支援）

- 公立高校の小規模化や再編統合が加速化し、地域における高校教育の維持向上が図れなくなり、特に中山間地域では、地域社会そのものの衰退を招くことを懸念。（愛知）
- 地方では、私立の充実した施設設備・多様な選抜や無償化に関する報道の高まりがあり、公立専門高校から私立高校へのシフトを危惧している。公立は県内広くあるが私立は都市部に偏在している。公教育として地域の学びを守らないといけませんが、できなくなる恐れがある。（宮崎）
- 地域の強みを活かした特色ある学校づくりのため、新たな交付金等による財政支援制度の創設など、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るべき。（愛知）
- 特に、老朽化や教育 DX の対応、専門高校も含めた公立高校の施設や空調等の設備・備品等への財政支援をより一層充実するべき。（愛知）
- 地域連携を推進するコーディネーターの配置を含め指導体制の充実を図るべき。（宮崎）

### （私立加算金額）

- 授業料の実態に基づき、適切な支援額を算出すべき。（愛知）

- 私立高校等の自主性を妨げることなく、合理性のない値上げを抑える適切な仕組みを検討すべき。(愛知)

#### (支給方法)

- 保護者・生徒へ直接支給するべきではない。(愛知)

#### (その他)

- 中学生等が安心して進路選択ができるよう、早期に周知を図るべき。(愛知)
- 地方に負担を転嫁せず、国として財源を確保するべき。(愛知)

## ■東京都

東京都教育庁都立学校教育部長 佐藤直樹氏

東京都生活文化局私学部長 井上直氏

#### (東京都独自の私立高校へ授業料の支援策)

- 都内在住の生徒・保護者の学校選択の幅が広がったことが成果と考えている。私立の自主性を担保しつつ、私立を希望する生徒・保護者が増えることを通じ、学校同士がこれまで以上に切磋琢磨することで、教育の質の向上につながっていくのではないかと考える。
- 授業料の適正化は現行の仕組みに含まれている。授業料の変更は届出制なので事前相談を受けており、その中で値上げ理由や中長期の施設改修計画の内容、財政状況など細かくヒアリングを行い、保護者の理解が得られるものであるかなど確認している。

#### (公立高校の教育の質の向上)

- 東京都では、東京都教育施策大綱を策定し、探究型の学びの推進やデジタルを活用した学び方の転換などに取り組んでいる。

## ■大阪府

大阪府教育長 水野達朗氏

(大阪府独自の授業料無償化制度について説明)

## ■荒瀬克己氏

独立行政法人教職員支援機構理事長／前中央教育審議会会長

#### (高校教育の質の向上)

- 「生徒を主語にした」高校教育の実現に向け、スクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえた教育活動の実施・改善、特色化・魅力化に取り組む必要。
- 高校教育の実態が非常に多様な状況にあるため、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要。特に、①普通科改革、探究・文理横断・実践的な学び、②グローバル人材育成、DXハイスクールの更なる推進、③産業界等と専門高校の連携・協働の強化などが重要。
- まずは教職員の確保や教職員数の増加等、教育の質を確保するための学習環境の整備が最重要。

限られた財源の投資先や支援内容といった具体の施策を丁寧に検討する必要があり、緊急性の高いものから優先順位を明確にしつつ取り組むべき。

- 公立高校への支援については、都道府県が地域の実情に応じて高校改革を加速化するための新たな支援制度の創設や、専門人材やDX人材などの国が特に推進すべき分野に対応するための支援の拡充が必要。
- 授業料以外の教材費や学用品等を支援するため、高校生等奨学給付金について、低所得層のみならず中所得層を含め、拡充することが必要。

#### **(収入要件の撤廃)**

- 所得の高い層が、授業料の支援分を他の教育費に回すなど、教育格差がさらに深刻化する可能性があり、国民の理解が得られるかどうか懸念。

### **■赤林英夫氏**

#### **慶應義塾大学経済学部教授**

#### **(授業料支援と教育の機会の均等)**

- 授業料の支援は、生活が厳しい低所得者にとってはプラスである一方、中所得者以上では、学習塾など学校外教育支出増につながり、子育て費用は下がらないことが予想される。実質的に教育格差、機会の不平等は温存される。
- 私立中高一貫校において、高校からの受け入れを停止した学校が増えており、高校無償化がなされても、中学生の選択肢は広がらない。また、中高一貫校の教育費が相対的に下がるため、中学受験の過熱が進む。
- 定額補助で私立を無償化した場合、経済学的には需給の調節で値上げが起きることは必然。値上げを防ぐのであれば、経済原理や政策目的から根拠を議論すべき。
- そもそも私立学校バウチャーは、最近の研究で、理念通りの結果は簡単には出ないことが分かっている。

#### **(公立と私立の関係)**

- 私立では入試科目を3科目としている高校が多い。高校受験時に3科目受験をした生徒は、5科目受験をした生徒よりも大学進学に不利であることが分かっており、今のままでは、私立高校の選択肢の拡大が、かえって学力格差、将来の選択肢の縮小につながる可能性がある。
- 保護者の学校選択に必要な情報の公開（退学・留年・いじめ・就職／進学等）など、私立と公立のフェアな競争条件を整備すべき。
- 現在の制度では、私立には過剰な経営上の自由があり、これらを放置したままでは、質の低い学校が残り、中学生の学習意欲が低下し、機会の均等も広がらない可能性が高い。最低限の条件を受け入れた私立高校のみを無償化対象とする方向にすべき。

## ■岩本悠氏

### 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事

#### (高校無償化の影響)

- 私立を含めた授業料無償化は、地方創生や一極集中の是正に逆行する懸念がある。私学が集まる大都市圏に多くの公金が流れ、都市部の私学や私立広域通信制高校への過疎地域等からの生徒の流出を加速させる懸念がある。地方創生を逆行させることのないよう、公立高校及び専門高校の魅力化と併せてやっていく必要がある。
- 過疎地域において公立高校が統廃合された場合、選択肢が限られてしまう。これからは地域に必要な公立高校を守ることが求められる。
- 広域通信制の制度は非常に弾力的で課題が多く、許認可権限のある都道府県で管理できていないのが現状だと思われる。高校無償化に合わせて、質の保証もセットで行う必要がある。

#### (公立高校（専門高校を含む）への支援)

- 地方の公立高校への地域留学に関する教育費の負担軽減策、公立高校の施設設備の劣化や寄宿舎の不足への対応やソフト（人員・指導面）の充実のための交付金等の構築が重要。具体的には、コーディネーターの配置や学校間連携の推進、地域での探究や職業教育の推進、僻地の小規模高校及び専門高校の機能強化など継続的に必要な支援を行える交付金が必要。

#### (支給対象)

- 日系人の子女や在学教育施設で学ぶ日本国籍を有していない子供なども日本の地方の公立高校へ地域留学ができるよう、就学支援金の基準額までは国籍に関わらず支給される現状の要件を維持していきたい。

## ■豊福晋平氏

### 日本デジタル・シティズンシップ教育研究会共同代表理事／国際大学 GLOCOM 准教授・主幹研究員

#### (デジタル・シティズンシップからみる教育無償化)

- デジタルによる直接支給・直接選択は、子供たちがデジタル市民となるための実践的な訓練になる。デジタル市民としての実践経験と自律的意思決定を育てていくのは望ましいありかた。
- ただし、単位の切り売り・自由化は、1980年代のアメリカで社会的課題となった経緯からみても難しい面がある。人気授業や簡単な授業が選ばれるようになり、短期的な成果が求められ、教育品質や内容に影響が出ると思われる。
- 生徒への直接支給で社会参加意識にプラスの効果はあるが、中等教育の現状から考えると課題や障壁は小さくない。市場原理の導入に加え、教育の公共性を担保するための制度設計が必要となる。
- 過疎地では専科の教員が少ないことが多いので、地域数校でグループを作り、グループ間で単位互換できるようにするといったことが考えられるのではないかと。

# 三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について

令和7年10月29日  
自由民主党・公明党・日本維新の会  
無償化を含む、多様で質の高い  
教育の在り方に関する検討チーム

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」をはじめ各党において積み重ねられた各般の議論に基づいて、令和8年度から実現できるよう、令和8年度予算編成過程において成案を得ることとしている。

このため、具体的には高等学校等就学支援金制度の見直しとあわせて、公立高校や専門高校等への支援の拡充、高校教育の質の確保・向上、高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充に係る各種方策を通じた高校教育の振興とともに、教育と社会や産業との接続を考慮し、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を一体的に推進する。そのために必要となる新たな制度・仕組の概要とともに、こうした施策を実施するための安定財源の確保、関連する予算案や法案の成立に向けて、三党がともに責任を持って取り組むため、以下の通り合意する。

## 1. 高等学校等就学支援金制度について

令和8年度からの高等学校等就学支援金制度については、三党合意及び大枠整理においてその内容を確認してきたが、更に、実現するために必要となる制度設計の具体的な内容については以下の通りとする。

### (1) 外国籍生徒、外国人学校の扱い

- 現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
- その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。

### (2) 支給上限額

- 就学支援金の支給上限額については、私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、支給上限額を33.7万円とする。併せて、通信制高校等における管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上に向けて情報公開の徹底や点検の強化

等の改善方策を早急に取り組む。

### (3) いわゆる便乗値上げの抑止

- 授業料の透明性等を確保するため、国において授業料等学納金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備する。
- 国において、私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない便乗値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額する。

### (4) 新たな制度の検証

- 国民の様々な意見や新たな制度の実施状況や先行自治体の取組の分析等を踏まえて、収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給上限額、いわゆる便乗値上げの抑制策の実施による影響、特に地方や公立高校への影響について、三党で検証の枠組みを設け、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行う。
- その際、高校から入学することができない中高一貫校や半数以上を外国人留学生が占める高校等の取扱い、学科を超えた学びや高校間での単位互換、DX化による効率化の推進、地方への影響などについて、多様な教育機会の確保、選択肢の充実を目指すとしていくこととの関係も踏まえて検証する。
- 高校等に進学しない子供たち及び高校中退者の状況把握を関係機関（こども政策部局、福祉部局、労働部局等）と連携して行い、その検証を踏まえて公的支援の実施などについて検討する。

## 2. 高校教育の振興を含む人材育成システムの改革について

未来を見据えた我が国の社会・経済の持続的な成長には、社会や産業の発展を支える人材育成を一層強化・底上げする必要がある、そのためには高校等が極めて重要な役割を担っている。教育と社会や産業との接続を考慮し、高校教育改革にとどまらず、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を進めることとし、特に高校教育の振興方策については以下の通りとする。

### (1) 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- 我が国の持続的な発展・成長に向け、産業イノベーション人材等を育成するため、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI等の人材育成の強化を図り、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化（高専への転換や高専の機能強化等を含む）や、普通科改革等（理系人材の育成や文理分断からの脱却の取組を含む）を通じた特色化・魅力化を図るための支援を実施する。

- 公立高校は、地域のそれぞれの人材を育成し、高校教育へのアクセスを保証するという重要な役割を担っていることを踏まえ、多様で質の高い教育が受けられるよう、その振興を図る。
- 国においては、「高校教育改革に関するグランドデザイン 2040（仮称）」を今年度中に提示し、各都道府県において地域の実情に応じて「高校教育改革実行計画（仮称）」を策定・実行する。国においては、当該計画に基づく各都道府県の取組を支援するため、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することに加え、緊要性のある取組等は先行的に実施する。

## **(2) 高校教育の質の確保・向上**

- 各高校において、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づき提供される教育プログラムを通じて、卒業後の進路等を見据えて在学中に各生徒がどの程度の力を身に付けることができたのか、その定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
- 私立通信制については、広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

## **(3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充**

- 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

## **3. 三党合意の円滑な実施に向けた安定財源の確保等**

- 上記1.の就学支援金制度の新たな仕組みと上記2.の高校教育の振興を含む人材育成システムの改革を、安定財源を確保し持続可能な仕組みとして安定的・継続的に運用できるようにする観点や、地方自治体や学校現場において円滑な実施に向けて着実な準備ができるようにする観点などを踏まえ、これらを一体として進める。
- 上記施策を恒久的に実施するためには新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保と今回の制度改正とを一体的に実施する。
- 令和8年度から新たな制度を円滑に実施するためには、就学支援金制度の法改正と予算（補正・当初）を一体として成立・施行すること、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応する。

## 三党合意に基づく いわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について

令和7年12月18日  
自由民主党・公明党・日本維新の会  
無償化を含む、多様で質の高い  
教育の在り方に関する検討チーム

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」及び同年10月29日の「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」において合意されたとおりであるが、残された課題である国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

### 1. 国と地方（都道府県）の役割分担の在り方及び負担割合について

- ・ 現行の高等学校等就学支援金制度については、高校教育に要する経済的負担を軽減することにより、高校教育の機会均等を実現することを目的として、所得制限を設け、経済的負担を軽減する必要がある者に受給資格を認める仕組みとなっており、国主導で10/10国負担により実施されてきた。
- ・ 令和8年度からの新たな就学支援金制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。
- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有している。これらを踏まえれば、都道府県も高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入する。
- ・ あわせて、地方からは今般の高校無償化に伴う公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などを懸念する声があることを踏まえ、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関

する検討チーム)において合意された内容等に沿い、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校等の施設設備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設する。

## 2. 地方負担に関する対応について

- ・ 新たな就学支援金制度に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

7 文科初第 2 2 4 2 号  
令和 8 年 2 月 1 3 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 禎  
(公印省略)

「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）  
～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」の公表について（通知）

「三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和 7 年 10 月 29 日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）では、公立高校や専門高校等への支援の拡充について、「国においては、『高校教育改革に関するグランドデザイン 2040（仮称）』を今年度中に提示し、各都道府県において地域の実情に応じて『高校教育改革実行計画（仮称）』を策定・実行する」こととされています。

また、「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、令和 7 年度中に「高校教育改革に関するグランドデザイン 2040（仮称）」を国から提示することとされています。

こうした中、文部科学省では、高校から大学・大学院までを通じた人材育成に関する課題について検討するため、大臣の下に設置した「人材育成システム改革推進タスクフォース」において、産業界、自治体、教育関係団体等と意見交換を行うなどしてきたところであり、今般、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」（以下「グランドデザイン」という。）を取りまとめたところです（別添 1・2）。

本グランドデザインでは、現在、AI の実装などデジタル技術の目まぐるしい発展が進んでおり、2040 年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれ、労働力需給のギャップが生じる可能性がある指摘される中であって、生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かし

た自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばすため、全ての高校生が家庭の経済状況等に左右されることなく、希望する大学等への進学や就職等をし、幸福に暮らしていくことができるよう、

視点1 不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AI に代替されない能力や個性の伸長

視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

の3つの視点から、高校改革の方向性を示しています。あわせて、高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成することとしています。

また、本グランドデザインを踏まえ、都道府県において「高等学校教育改革実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、その計画を着実に実現できるよう、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みを構築することとしており、新しい学校のイメージや取組例について、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保の観点を示しています。

こうした交付金等の構築に先立ち、令和7年度補正予算により高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（以下「改革先導拠点」という。）を創設することとしています。

さらに、今般の改革を通じて2040年までに達成を目指す目標を盛り込んだところです。

つきましては、こうした本グランドデザインの内容について十分御了知の上、それを踏まえた高校教育改革の取組に努めていただくよう、お願いします。

特に、各都道府県におかれては、教育委員会と知事や関係部局、大学、地域の関係者や産業界とが十分に連携・協働し、実行計画を策定することはもとより、改革先導拠点の検討や具体的運用等をしていただくようお願いいたします。その際、産業界のニーズや地域別就業構造の推計等を十分に踏まえ、例えば、地元の企業等の専門家による先端分野の指導や就業経験の充実など、産業界との連携・協働を強化いただくようお願いいたします。なお、各都道府県において実行計画を策定する際のひな型等については、追って御連絡します。

各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この文において同じ。）及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等、学校法人及び高等学校等を設置する域内の市区町村長に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の高等学校等及び学校設置会社に対し、本通知の趣旨につ

いて十分御周知いただくようお願いいたします。

添付資料

- (別添 1) 高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)～2040年に向けた「N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想」～(概要)
- (別添 2) 高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)～2040年に向けた「N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想」～(本体)

**【本件連絡先】**

文部科学省 初等中等教育局

参事官(高等学校担当)付 企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 4853、3707、5853)

E-mail : [koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

# 高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)【概要】

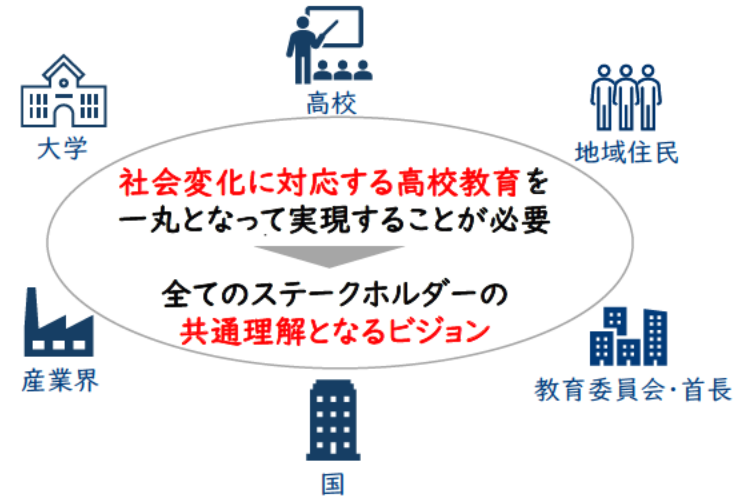
## ～2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」～

(別添1)

New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools

### 1. グランドデザインの背景・必要性

- ✓ AIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展  
2040年には、**少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化**が一層深刻化  
→現在の人材供給トレンドが続けば、**労働力需給ギャップ**が発生  
(事務職は余剰、AI・ロボット関係、いわゆる理系人材は不足)
- ✓ 将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からない  
→生徒それぞれの**多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現**を支え、**生徒の可能性を広げ能力を伸ばす**  
→全ての高校生が**家庭の経済状況等に左右されることなく**、希望する大学等への進学や就職等をし、それが**個人の幸福**につながり、ひいては、**我が国の経済・社会の基盤を強いもの**としていくことにつながる



### 2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

視点1 不確実な時代を自立して生きていく  
主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

- 学びの在り方の転換 (New Transformation)**
- ✓ リアルとデジタルの良さを組み合わせつつ、**「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保**し、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現
  - ✓ **スクール・ミッション、スクール・ポリシー**を踏まえた**教育活動の改善、公表**
  - ✓ **高校教育と一貫した大学教育改革**(主体的・自律的な学修のための環境構築、出口における質保証等)

視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

- 最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化 (New Excellence)**
- ✓ **探究・文理横断・実践的な学び、STEAM教育**、産業界と協働した**専門高校の学びの充実**  
→ **理数・文系的素養やAIを使いこなす力**を身に付け、社会で活躍する**ロールモデル**を体感
  - ✓ 各高校の**特色化・魅力化**  
→ **学科構成の見直し、専門高校の機能強化・高度化、グローバル人材の育成**
  - **「普通科」の在り方の転換、即戦力の人材と進学を見据えた高度専門職人材の育成**

視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

- 学ぶ機会・アクセスの確保 (New Education)**
- ✓ **全国どこにいても多様で質の高い学び**を保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出す  
(**地理的アクセスの確保**、都道府県の実情等に応じた**学校配置・規模の適正化**、小規模校を含む**遠隔授業**等の推進)
  - ✓ **通信制高校の教育の質の確保・向上**
  - ✓ **不登校生徒への学習支援、特別支援教育や日本語指導**が必要な生徒への教育の充実

3つの視点を重視しながら、更なる高校改革を進め、N-E.X.T.ハイスクール構想を実現する。  
高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

### 3. N-E.X.T.ハイスクール構想の中核となる高校支援

#### 国の 高校教育改革に関する ブランドデザイン策定

#### 都道府県 実行計画策定

総合教育会議等を活用し、地域別就業構造の推計や人口の将来推計等を踏まえて検討。首長、関係部局、大学、地域の関係者や産業界との連携・協働を図る。

#### 安定財源を確保した上で、 交付金等の新たな財政支援の 仕組みの構築

基金の執行状況等を踏まえ、R9年度予算の編成過程で検討。

※交付金等の構築に先立ち、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、N-E.X.T.ハイスクール構想の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校(改革先導拠点)を創設。

#### 新しい学校のイメージや取組例

##### 専門高校の機能強化・高度化 (アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等)



###### (学校のイメージ)

地域発のイノベーションを興すことのできる人材等の育成を目指し、理論と実践の往還によるカリキュラムの実施等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

###### (取組例)

- ✓ ビジネス経験の必修化
- ✓ ものづくりから流通まで一体的な学びの実践
- ✓ 「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保

##### 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化 (文理の双方の素養を有する人材の育成等)



###### (学校のイメージ)

文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

###### (取組例)

- ✓ 実社会につながる生きた授業の実践
- ✓ 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備
- ✓ 探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築

##### 地理的アクセス・多様な学びの確保



###### (学校のイメージ)

学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材等の育成を目指し、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

###### (取組例)

- ✓ 学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保
- ✓ 学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供
- ✓ 他の学校種との連携の充実

これらの取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

#### 2040年までに達成を目指す目標

##### 【職業教育の高度化・魅力の強化関係】

- ・地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校:100%
- ・少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準

##### 【普通科の在り方の転換・魅力の強化関係】

- ・文理横断的な学びに取り組む普通科高校:100%
- ・普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合:同程度

##### 【多様な学びの確保関係】

- ・学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上
- ・高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減

高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）  
～2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～

令和8年2月13日  
文 部 科 学 省

## 目次

2040年の未来を担うみなさんへ .....	1
1. グランドデザインの背景・必要性 .....	2
2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～ .....	5
(1) 視点1 不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長.....	5
(2) 視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成.....	7
(3) 視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保.....	9
3. 高校教育の充実に向けた支援 .....	12
(1) N-E. X. T. ハイスクール構想の中核となる高校支援 .....	12
(2) 高校改革の先導拠点の創出等 .....	17
(3) 関連する支援策.....	19
(4) 高校教育における個人支援の拡充.....	19
(5) 2040年までに達成を目指す目標 .....	21

## 2040年の未来を担うみなさんへ

2040年、世界は、  
今からは想像もできないものになっているでしょう。

どのような世界であっても、社会の一員として持てる力を発揮し、

2040年を動かしていく – その主役がみなさんです。

心惹かれることに打ち込み、夢や希望を持って様々なことに挑戦し、

自分自身の理想を追い求め、多くの仲間と協力し、

日本や世界の未来をつくっていくことを願っています。

社会へはばたくみなさんの背中を力強く押せるよう、

今こそ、高校を進化させていきます。

## 1. グランドデザインの背景・必要性

### (社会状況の大きな変化「2040年問題」)

今、世界規模で、人・モノ・金・情報がグローバルに流通し、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほどの激しい変化やAIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展が止まることのない時代に突入している。

こうした<sup>オウセイ</sup>趨勢において、我が国では、2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれる。2040年の就業構造の変化の推計によると、職種により余剰や不足が生じる労働力需給ギャップ<sup>\*</sup>や、産業界のニーズに応じたいわゆる理系人材の不足が生じる可能性がある<sup>\*</sup>と指摘されている。

※現在の人材供給のトレンドが続いた場合、事務職は余剰が生じる一方、労働生産性を高めるAI・ロボット等の活用を担う人材などが不足するとされている。

2040年の社会。AIが様々な情報を処理する時代において、覚えた知識がどれだけ多いか、それを速く正確に答えられるかといったことが教育現場や社会で評価される基準であるだろうか。むしろ、多様な個性や能力を生かして、「自ら問いを立てる力」「他者とともに価値を創り出す力」を身に付けているか、そういったことこそが評価されるのではないか。

### (高校改革の必要性和3つの視点)

将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からないからこそ、こうした力をしっかりと身に付けられる教育に転換することは教育行政の責務と言える。生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばす。その実現に向けて、高校生の意見に耳を傾けるとともに、生徒個人の選択の幅を広げるための柔軟な教育環境を目指す。これが個人の幸福につながり、ひいては、国家・社会の形成に主体的に参画し貢献する意識等を備えた自立した人材という、我が国の経済・社会の基盤を強いものとしていくことにつながっていく。

このため、全ての高校生が家庭の経済状況等に左右されることなく、学校でこうした力を身に付け、希望する大学等への進学や就職等をし、生涯を通じて幸福に暮らしていくことができるよう、

**<視点1>不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長**

**<視点2>我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成**

**<視点3>一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保**

の3つの視点を重視しながら、更なる高等学校改革を進める。あわせて、高等学校（以

下「高校」という。)から大学・大学院に至るまでの一貫した改革(リ・スキリングを含む。)により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

### (高校改革によって目指す社会の姿)

専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保を通じた高校教育の転換により、高校が、未来の労働市場、地方経済において社会の「イノベーションを興す力を底上げする起点」としての役割を果たすことを目指す。

短期的には、高校教育の在り方が、それぞれの生徒が卒業後の進路(進学・就職等)を一層描きやすくなるものへと変わること、そして大学の入学や企業における採用の基準が高校での探究活動の成果や思考力等を評価する仕組みへと変わることをはじめ、社会が変化することを目指す。

さらに、2040年を見据え、長期的には、労働力需給ギャップが解消されたり、全国各地でイノベーションが創出されたりするとともに、少子高齢化や人口減少といった課題に直面している我が国が社会全体で課題を解決する構造へと変化を遂げ、持続的に発展する社会を実現する。

### (高校改革とグランドデザインの必要性)

これまでも高校は、中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関として、生徒の様々な学習ニーズや進路希望などを踏まえ、教育の多様化・特色化が各設置者において進められてきた。

しかしながら、人口減少社会の中で、今後さらに、急激な少子化による生徒の大幅な減少(15歳人口が2024年約106万人から2039年約70万人へと約3割減少)<sup>1</sup>や地方での教育機会の減少(現状でも約64%の市区町村で公立高校の立地は0又は1)<sup>2</sup>が懸念される状況を踏まえれば、上述の社会変化に対応する高校教育を実現し、その質を高めるためには、大学改革とあいまって、より機敏に、より柔軟に対応していくための環境や体制を国レベル・地方レベルで早急に構築しなければならない。

こうした改革は、国任せ、自治体任せ、学校任せでは決して進まない。まず全国的な教育水準の確保と教育機会の均等を担う「国」がリーダーシップを発揮し、高校教育を具体的に実施する設置者である「自治体や学校法人」や学校と適切な役割分担を図りつつ取組を進める必要がある。

そのためには、各設置者の創意工夫が図られるような柔軟性ととともに、首長、地域住民、大学、産業界、関係機関など全てのステークホルダーとの連携・協働の下で進めることができるよう、国全体としての共通ビジョンが必要である。

このため、2040年に向けて、「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」

<sup>1</sup> 総務省「人口推計」(令和6年)に基づく。

<sup>2</sup> 文部科学省「学校基本調査」(令和7年度)に基づく。

(以下「グランドデザイン」という。)として「N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想～New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools～」を示す。

このグランドデザインを踏まえ、高校生の学びをより豊かにするため、都道府県における地域の実情に応じた創意工夫ある取組の充実を図ることとし、国として強力的に後押しを行う。

## 2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

ここでは、1. で掲げた3つの視点ごとに高校改革の方向性について述べる。

### (1) 視点1 不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

#### (学びの在り方の転換＝New Transformation)

高校は、初等中等教育段階の最後の教育機関として、生徒が国家・社会の形成に主体的に参画し活躍していくことができるよう、教育の水準や内容について一定のナショナルミニマムを担保するだけでなく、生徒の実態に応じて、できる限り幅広く柔軟な教育を実施し、その可能性を広げ能力を伸ばす役割を果たしてきている<sup>3</sup>。

とりわけ2040年の来る社会を見据えれば、我が国の成長に欠かせないイノベーションを創出する“新たな知”を生み出していくことが必要である。そのためにも、生徒の「好き」(興味・関心)を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を積めるようにすることで、生徒一人一人の可能性を広げ能力を伸ばし、ウェルビーイング<sup>4</sup>の向上を図るとともに、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げも踏まえ、自立した主権者としての主体性や社会の一員としての市民性を育み、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが重要である。

具体的には、大きな社会の変化の中でも、義務教育の成果を更に発展させ、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成するとともに、AIに代替されない力として、例えば、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や他者と協働する力などの基盤的な力を着実に育成する。また、AIを活用して新たな価値を生み出す素地を身に付けるとともに、知識及び技能を生きて働くものとして確実に習得することを前提としつつ、情報を受動的に覚えるだけでなく、生徒が学ぶことの意義を実感しながら探究的・実践的に学びを進める学習観へ転換し、生徒の主体性を育み自らの人生を切り拓いていく「生徒を主語にした」教育を進めることが必要不可欠である。

<sup>3</sup> この役割について、高校教育制度の側面では、高校に課程や学科の制度上の別があるのみならず、これまで生徒がそれぞれのニーズに応じて多様な選択ができる制度の創設といった高校改革により充実を図ってきた。例えば、全日制課程での単位制高校(平成5年(1993年))、学校間連携(平成5年(1993年))、総合学科(平成6年(1994年))、中高一貫教育制度(平成11年(1999年))などの導入が挙げられる。また、生徒や保護者に対する個人支援の側面では、教育機会の確保や経済的負担の軽減、学ぶ選択肢の充実の観点から、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度を創設し、これまでその拡充を図ってきた。

<sup>4</sup> ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

## (視点1を実現するための取組の方向性)

まず、こうした考えに基づき、改訂に向けた検討が進んでいる高校の学習指導要領の方向性を踏まえ、個々の生徒の学習ニーズへの対応等に向けた教育課程の柔軟化(教科・科目の柔軟な組み換えを含む。)やデジタル技術の活用などを進めていくことが必要である。

各学校においては、リアルとデジタルの良さを組み合わせながら、「好き」(興味・関心)を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を積むことのできる機会を確保すること、学校・課程・学科や生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現を図ることが重要である。

- このため、次期学習指導要領では単位制の柔軟化を大幅に進めることとし、例えば、
- ①地域の特色を生かした課題探究を中核にする大胆な教育課程編成
  - ②探究的な学びを深めたい生徒、丁寧な学び直しをしたい生徒など、生徒集団の実態に応じた対応
  - ③得意を伸ばす、学習内容を自己決定するなど個々の生徒の学習ニーズへの対応
- といった観点から、各高校が地域や学校の実態を踏まえた改革を進める。

学校をより魅力ある場にするため、校長のリーダーシップの下、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化を図り、学校評価等の活用によるPDCAを徹底する。その際、生徒の学びの成果<sup>6</sup>や課題を把握し、その結果等を学校の教育活動の改善に生かすとともに、公表する仕組みの構築が必要である。また、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため、一定の要件・基準による積極的な情報公開<sup>7</sup>の促進を図り、高校教育の質の向上を確保する仕組みづくりを検討する。

さらに、多様な教育ニーズへの対応と学校における働き方改革を両立する観点から、学校におけるDXの推進、コミュニティ・スクール<sup>8</sup>(学校運営協議会制度)の仕組みの活用が重要である。また、産業界、高等教育機関、地域団体等においては、学校との適切な連携・協働体制の下、教育の質の向上に向けた取組に参画していくことが期待される。

高校入試においては、多様な背景を有する生徒の特性や、「好き」(興味・関心)を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を生かした中学校までの生徒の学びの成果を評価する多面的な入試となるよう、改善が求められる。

---

<sup>5</sup> 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つの方向性が示されている。(中央教育審議会教育課程企画特別部会「教育課程企画特別部会論点整理」(令和7年9月25日))

<sup>6</sup> 学びの定着度合いを含む。

<sup>7</sup> 学校の概要や活動状況、授業料等、生徒の進路の状況などについて公表することが求められる。

<sup>8</sup> 高校段階においては、学校運営協議会の構成員を各学校のスクール・ポリシーや教育活動に応じたものにする必要があるとあり、産業界、大学、地域団体等と適切な協働体制を構築することが重要となる。

高校教育と一貫した改革が求められる大学教育については、デジタル技術の活用等も含め高校までの学びの成果を適切に評価できる大学入試の検討や、各大学の定めるディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を学生が確実に身に付け、成長を実感できるよう、主体的・自律的に学修するための環境構築、厳格な成績評価等による「出口における質保証」、教学マネジメントの確立による不断の教育改善を大学に促し、学修者本位の教育の更なる推進を図るとともに、こうした高等教育機関としてふさわしい教育、学生の成長を促す教育を行っているか否かを適確に評価し、社会に対して分かりやすく公表できるよう、認証評価制度の見直しを行う。

## (2) 視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

### (最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化＝New Excellence)

2040年には、いわゆる文系人材は余剰が発生する一方、いわゆる理系人材は不足する可能性がある<sup>9</sup>と指摘されている。

実際、我が国の子供の状況として、15歳の段階では数学的・科学的リテラシーが国際的に極めて高いにもかかわらず、普通科高校の多くの生徒がいわゆる文系に在籍しており、特に女子生徒に関しては、文理選択においていわゆる理系を選択する割合は男子生徒と比べて低い状況にある<sup>9</sup>。さらに、大学においては学生の半分が人文・社会科学系を専攻するといった状況のままでは、いわゆる理系人材の不足につながりかねない。また、工業・農業等の職業学科を設置する高校<sup>10</sup>の生徒は2割未満となっており、地域社会・経済を支えるいわゆるエッセンシャルワーカー等の不足も大いに懸念される。

労働人口減少、AI・DXの進展等による産業構造転換に対応するためには、新たな価値創造や、AI・DX等を駆使した生産性向上を実現する産業イノベーション人材の育成が急務である。また、グローバル化も進展する中、こうした人材への国際的な資質・能力の涵養<sup>かんよう</sup>や、世界で活躍できる人材の育成も重要である。

もとより、どのような進路を選択するかは各個人の判断に委ねられるものであるが、多くの生徒が普通科文系を選択する背景として、生徒のみならず保護者や社会の間に「高校はとにかく普通科」「特定の科目だけ重点的に学び有名大学の文系に行けば生涯安泰」「将来就きたい職業や学びたいことより、とにかく入れる大学」などといった意識が仮にあるとすれば、15年後の未来はそうした前提が崩れている可能性が大きい。すなわち、生成AIの飛躍的進化の中で、多くの職種において、理数・デジタル的な素養が不十分な人材は求められなくなることが各方面から指摘されている中で、普通科文系の進路<sup>かんよう</sup>が必

<sup>9</sup> 総合科学技術・イノベーション会議「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(2022年)

<sup>10</sup> 職業学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉)を設置する高校。

ずしも安心とは言えなくなっている。また、理系出身の方が文系出身者より所得が高くなる傾向があるとのデータ<sup>11</sup>もある。

最も重要な点は、AI 等によって社会全体が大きく変わり、従来の進路選択の見方が必ずしも今後妥当するものではなくなりつつあるという危機意識を社会全体で共有することである。この観点から、進学を希望する生徒本人はもちろんのこと、とりわけ、生徒の進路選択に大きな影響を与える保護者や学校関係者の意識変革を促していく必要がある。また、今般の高校改革や各高校の一連の取組について、中学生やその保護者、中学校の関係者に対して広く共有することも重要であり、それにより、生徒や保護者が進学する高校の選択や、中学校における進路指導の在り方の検討に資するようになる必要がある。

こうした危機意識を広く共有し、新たな時代を担う人材を育成するための特色ある高校、魅力ある高校へ転換していくことが必要である。

## (視点2を実現するための取組の方向性)

「生徒を主語にした」高校教育を進める中で、各設置者、各学校においては、AI に代替されない力の育成とともに、AI・DX や理数への関心を高めることが必要である。

生徒一人一人が主体的かつ意欲的に学びに向かうことができるよう、探究・文理横断<sup>12</sup>・実践的な学び、Society5.0 に対応した STEAM 教育、課題解決型学習、デジタル技術の活用、卒業後の活躍も見据えたインターンシップを含むキャリア教育<sup>13</sup>、地域の産業界や大学等との連携・協働による専門高校での学びなどの充実や、そのために必要な指導運営体制の構築を図る必要がある。また、このような教育を進めるに当たっては、それを担う教師の役割はますます重要となる。このため、教員免許制度をはじめとした養成、採用、研修の一体的な改革も踏まえ、教師の資質・能力の向上を図ることができる環境整備が必要である。

文系・理系、普通科・専門学科・総合学科の別を問わずこれらの取組を行うとともに、理数科目から早々に離れてしまう状況を改善することにより、理数・デジタル的な素養や文系的素養、AI を使いこなす情報活用能力を身に付けた上で、男女を問わず社会で活躍するロールモデルを生徒自身が肌で感じながら学ぶことができる環境を構築し、学びの成果が卒業後の適切な進路選択に反映されることを目指す。

その際、各高校においては、生徒の進路希望や興味・関心等に応じて、例えば、文理

<sup>11</sup> 独立行政法人経済産業研究所「理系出身者と文系出身者の年収比較—JHPS データに基づく分析結果—」(2011年)

<sup>12</sup> 学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進める学び。

<sup>13</sup> 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

のコース等の変更を可能とするなど、柔軟な対応も検討する必要がある。

高等教育機関や産業界等との連携・協働によって、いわゆる理系人材や、各地域において不足が見込まれる、地域社会・経済を支える、デジタル技術等を活用するエッセンシャルワーカー（アドバンスト・エッセンシャルワーカー<sup>14</sup>）など、社会や産業界のニーズに応じた人材、グローバルに活躍する人材を育成する観点から、学習の受皿として「3. 高校教育の充実に向けた支援」で後述する各高校の特色化・魅力化とそれに向けた環境整備を図る必要がある。

その際、高校教育における普通科に偏った学科構成の見直しや専門高校の機能強化・高度化等の取組と、大学教育における理工・デジタル系人材育成の強化や文理分断からの脱却等の取組を、有機的に連携・連動させ、協働しながら戦略的に推進していく。

また、世界で活躍するグローバル人材育成に向けて、国内外の大学・高校等とも連携・協働しながら、社会的課題の解決に向けた学びや、留学生の派遣や受入れを促進する。

これらの取組を通じ、重要な点は、「普通科」の在り方の転換である。ともすれば、普通科文系が重視されたり、全国どこでも同じような教育が行われたりしてきた状況もあるが、そうしたこれまでの在り方を転換し、生徒が将来を見据え、新たな価値を創造できる力を育成することができるよう、文理の区分にとらわれない学び、科学的思考力の育成、実社会につながる授業の実践を行うなど、各高校ならではの特色化・魅力化を図ること、また、その取組を域内の高校に共有することこそが「普通」というように、社会の常識を変えていく必要がある。

あわせて、専門高校においては、専門的な技術を持つ即戦力の人材の育成だけでなく、進学を見据えた高度専門職人材の育成のための取組を充実することにより、更に特色化・魅力化を図り、専門高校志望者の増加につなげる必要がある。この結果として、卒業後に地元就職する即戦力の人材と、大学等でより高度な技術を身に付け地元に戻ってくる人材の双方を量的に増やすことが重要というように、社会の常識を変えていく必要がある。その際、様々な学習成果、活動歴を客観的に評価し、卒業後の進路に結び付く資格や検定試験を積極的に活用することも重要である。

### **（3）視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保**

#### **（ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保＝New Education）**

学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応できていない、若しくは潜在的なニーズを引き出せていないといった課題や、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといっ

---

<sup>14</sup> デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

た課題もあり、生徒の多様な学びの実現を図ることが重要である。

既に少子化の影響により、多くの地域で高校の統廃合が進んでおり、公立高校の維持が困難となる地域が更に多く発生することも見込まれる。高校は地方創生の核となる存在であり、少子化が加速する地域における高校教育の維持や学びのアクセスの確保を図ることが重要である。その際、公立高校の学校配置・規模については、私立学校の状況を踏まえた適正化が求められ、少子化の影響を踏まえた私立学校の設置認可等の在り方も含めて都道府県全体として適正化に向けた取組を図ることが重要である。

また、これから高校生となる義務教育段階の子供たちの中にも、不登校児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状や、通信制課程に在籍する生徒数も近年大幅に増加している状況に鑑みれば、高校のいずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びの選択肢を保障していく必要がある。

### (視点3を実現するための取組の方向性)

公立高校については、全国どこにいても多様で質の高い学びを保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことにより、生まれ育った場所をはじめ、様々な場で生徒の夢を実現することができるよう、生徒の地理的アクセスの確保（移動手段の確保を含む。）を図ることに留意しつつ、都道府県の実情等に応じた学校配置・規模の適正化を図ることが必要である。また、生徒の多様な学びを実現するとともに、地方の教育機会の充実を図るため、小規模校の特色化・魅力化のための教育条件の改善を含め、学校間連携<sup>15</sup>、課程や学科を超えた学び、遠隔授業<sup>16</sup>等の推進<sup>17</sup>に取り組むことが重要である。

通信制高校は、勤労青年に高校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるが、現在、不登校経験など多様な背景を有する生徒に対して学習機会を提供する役割を担っている面もある。

一方、不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高校も存在するため、時代に即した高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）の見直しが求められる<sup>18</sup>。また、国の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライ

<sup>15</sup> 学校教育法施行規則第97条第1項に基づき、生徒が在学する高校等以外の高校等において単位を修得したとき、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる制度のことをいう。

<sup>16</sup> 遠隔授業の推進に当たっては、配信側と受信側双方への支援が必要であることに留意が必要である。

<sup>17</sup> AIやデジタル技術を活用した魅力的で優れた取組などを学校間で共有することも考えられる。

<sup>18</sup> 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において、「広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤

ン」などに基づき、都道府県は継続的な指導・助言を行うとともに、各学校においては情報公開の徹底を図る。

高校における不登校生徒に対しては、チーム学校による丁寧なアセスメントや、全日制・定時制高校における遠隔授業や通信教育の活用を含む生徒の状況に応じた学習支援の充実などを図るとともに、学びの多様化学校の設置促進や、中学校と高校の連携を進めながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を推進する。特別な教育的支援を必要とする生徒に対しては、個々の生徒の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が行われるよう、通級による指導や合理的配慮の提供をはじめとする特別支援教育の充実を図る。また、日本語指導が必要な生徒に対しては、令和5年度から編成・実施が可能となった日本語指導のための「特別の教育課程」の制度の活用や、高校における日本語指導の体制整備等を図る。

---

の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す」とされている。

### 3. 高校教育の充実に向けた支援

#### (1) N-E. X. T. ハイスクール構想の中核となる高校支援

##### (基本認識)

各高校においては、その特色を生かし、社会のニーズに応える学びに取り組んでいるが、とりわけ公立高校は、多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズに応えるセーフティネットの役割も果たすとともに、地域が求める人材や学校の地理的状況、少子化の影響による学校数・生徒数の状況などの観点から、高校教育の普及や機会均等を図る地域社会に根差した重要な存在である。

2040年を見据え、社会や産業界のニーズに即応しつつ、生徒の可能性を広げ能力を伸ばす高校教育を実現し、その質を高めるため、少子化に伴う単なる統廃合を進めるのではなく、各都道府県における学校、地域、生徒の実情に応じた創意工夫ある取組を進める必要がある。

各都道府県や各高校においてはこれまでも、高校教育の充実に向けた取組を進めているが、令和7年2月の三党合意に基づく高等学校等就学支援金制度の見直しにより、私立高校への授業料支援が拡充されることに伴い、私立高校への進学を希望する生徒が増加し、地域との密接な関わりを持つ公立高校への進学者数が減少する可能性が指摘されるなど、一定の影響が考えられる。このことから、N-E. X. T. ハイスクール構想の中核として、公立高校への支援の拡充を図るとともに、高校教育改革を推進する。支援に当たっては、いわゆる高校無償化に伴う影響を注視しながら、必要な対策を講じていくことが求められる。

##### (実行計画の策定・実施及び支援方策)

具体的には、本グランドデザインを踏まえ、都道府県において「高等学校教育改革実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定<sup>19</sup>し、その計画を着実に実現できるよう、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の新たな財政支援の仕組み(以下「交付金等」という。)を構築<sup>20</sup>することにより、地域人材育成の中心となる高校を広く応援し、高校生の学びを支援する。

実行計画の策定に当たっては、公立高校を所管する都道府県教育委員会が中心となる

<sup>19</sup> 既に再編整備計画等が策定されている場合は、その見直しによる対応を含む。

<sup>20</sup> 令和7年度補正予算で措置した高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ、令和9年度予算の編成過程で検討する。

ことが想定されるが、首長（都道府県知事）や関係部局、大学、地域の関係者<sup>21</sup>や産業界と十分に連携・協働することが必要不可欠である。

この際、高校入試の在り方も含めた次期学習指導要領の実装を重視して、都道府県として目指すこれからの高校教育の在り方や国の支援を受けて推進する取組（高等専門学校への転換や機能強化等を含む。）などについて、総合教育会議<sup>22</sup>や地方産業教育審議会等を活用し、高校生の声を含む幅広い意見、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえて検討することが必要である。

また、実行計画には、主として公立<sup>23</sup>の高校等<sup>24</sup>の取組を記載することを想定しているものであるが、各都道府県における私立の果たす役割や実態を踏まえ、都道府県の判断により、私立の取組を記載することが考えられる<sup>25</sup>。

その上で、実行計画の具体的運用については、後述の地域構想推進プラットフォーム<sup>26</sup>やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などを利用することが想定される。

### （新しい学校のイメージや交付金等の対象となる取組等）

新しい学校のイメージや交付金等の対象となる取組は以下の①～③に示すもの<sup>27</sup>を基本とし、計画の具体化に当たっては、「2. 高校改革の方向性」における視点1～3を踏まえたものであることを前提とする。交付金等の運用に当たっては、各都道府県が取り組む高校改革に係る進捗管理や評価・改善の状況を適切に把握し、定期的な評価・公表を実施することが必要である。

#### ① 専門高校の機能強化・高度化（アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成など）

##### ＜学校のイメージ＞

AI やデジタル技術を駆使しながら、地域産業や社会の課題を解決できる人材や、地域発のイノベーションを興すことのできる人材、進学を見据えた高度専門職人材の育成を目指し、産業界や大学等と連携・協働しながら、理論と実践の往還による実践力の習得・向上に資するカリキュラムの実施等に取り組み、その実現に必要な施

<sup>21</sup> 都道府県の判断により、私学関係団体や域内の市町村を代表する組織（市長会・町村会等）の代表者を含めることも考えられる。

<sup>22</sup> 総合教育会議を活用する場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項第1号に該当するものと考えられる。

<sup>23</sup> 実行計画の策定主体である都道府県が設置する学校だけではなく、都道府県の判断により市町村立も含まれる。

<sup>24</sup> 中等教育学校後期課程のほか、都道府県の判断により、特別支援学校高等部、高等専門学校、高等専修学校も含まれる。

<sup>25</sup> 実行計画のうち、交付金等の対象となる学校種等については今後検討する。

<sup>26</sup> 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成の在り方などについて、産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行い、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体。

<sup>27</sup> ①～③の取組の要素を組み合わせることも考えられる。

設設備の高度化が図られた学校。

### <交付金等の対象となる取組の例>

地域の産業界や大学等と連携・協働した職業教育（総合学科における教育を含む。）における人材育成機能の強化に向けた取組（普通科から専門学科（とりわけ職業学科）への転換を含む。）や、産業界の伴走支援を受けながら行う、教育課程の刷新・開発、先端分野の専門的な指導等を通じた地域産業を支える人材育成の取組である。具体的には、例えば、

#### ・ビジネス経験の必修化

産業界等との連携・協働により、定期的に企業等で具体的な業務を実践し、生徒の卒業後の仕事や収入のイメージの明確化や、高校での理論学習と企業等での実践の往還による学びの深化を図る。卒業までに就業経験を経ることにより、生徒が働くことへの具体的なイメージを持つことにつながり、安定的な人材育成・供給の確保（将来的な労働力需給ギャップの改善）に貢献する。

#### ・ものづくりから流通までの一体的な学びの実践

良質な製品・商品の開発はもとより、付加価値を生み出し経済的に評価されるよう、産業界等との連携・協働により、専門家による継続的な指導を受けながら、原材料の生産や栽培管理、製品・商品の製造、流通・販売といった全ての工程を高校で実施する。原材料生産にかかわる農業の観点とマーケティングにかかわる商業の観点など、学科を超える分野の学びを踏まえた取組を実践することにより、幅広い視野をもった職業人材を育成する。

#### ・「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保

産業界や大学等と連携・協働し、地域に根差した産業など、地域の強みを生かすことのできる分野について、企業等の専門家による継続的な指導を受けながら、より高度で実践的な内容を学ぶ学校設定科目等を開設する。このような科目等を充実させた新たな学科・コースを設置し、卒業後の進路（進学・就職等）も意識した産業界や大学等における各取組と連動し、当該分野での将来的な人材育成に貢献する。

## ② 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化（文理の双方の素養を有する人材の育成など）

### <学校のイメージ>

AI やデジタル技術を駆使しながら、文理の区分にとらわれない幅広い教養と科学的思考力を備えた新しい価値を創造する人材や、問題解決や探究活動を通じた理数の学びをこれからの経済・社会の発展につなぐことのできる人材、問題発見・解決能力を備えたグローバル人材の育成を目指し、産業界や大学等と連携・協働しながら、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、文理横断的な学びを支える充実した施設設備の高度化が図られた学校（2.（2）で示したように、このような学校こそが「普通」というように社会の常識を変えるべく、「普通科」の在り方の転換を目指すもの）。

### <交付金等の対象となる取組の例>

探究・文理横断・実践的な学びを重視し、地域の高等教育機関との連携・協働の強化等による理数系教育に重点を置いた学科、学際的・複合的な学問分野に即した学びに重点を置いた学科、地域社会が有する課題や魅力に着目した学びに重点を置いた学科など、学校の創意工夫に基づく普通科改革のための取組である。具体的には、例えば、

#### ・実社会につながる生きた授業の実践

地域の大学・産業界等と連携・協働した講義や共同探究を通じて、理数系教育に重点を置いた教育カリキュラム編成や、多様な視点からアプローチする文理横断型の授業の展開、地域社会の課題や魅力に着目した探究活動等を推進することにより、生徒が高校での学びと実社会の仕組みや課題とのつながりを明確に実感できる環境を構築し、卒業後の進路選択や将来設計に向かって具体的な道筋を描けるようにする。

#### ・高度実験環境を核とする理数探究拠点整備

生徒の興味・関心に応じた主体的な探究活動を進めるため、理科実験室・「DX ラボ」における高度な実験機器・情報機器を、授業の内外で活用できるようにするとともに、外部人材等の支援員による年間を通じた継続的な指導・支援を行う。あわせて、他校の生徒や中学生にも利用機会を提供することや高度な機器環境を生かした教員研修を提供することにより、理数系分野の探究活動・教員研修の拠点として、学校間連携や次世代人材育成に貢献する。

#### ・探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築

外部専門人材等との連携・協働により、探究型授業研修を体系的に実施し、教師が課題設定、仮説立案、観察・実験による検証、考察や成果発表に至る探究プロ

セスを一貫して指導できる力の育成・向上を図る。さらに、理数担当の教師を中心に他教科担当の教師や支援員が連携・協働し探究活動を伴走支援する専門チームを構築し、生徒一人一人の探究活動に継続的かつ組織的に取り組む体制を整備する。

### ③ 地理的アクセス・多様な学びの確保

#### <学校のイメージ>

自身の興味・関心等に応じた学びや探究活動により、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる人材や、デジタル技術を活用し学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材の育成を目指し、産業界や大学等と連携・協働しながら、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、全ての生徒のニーズや学びを支える充実した施設設備の高度化が図られた学校。

#### <交付金等の対象となる取組の例>

生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、都道府県の実情等に応じて、学校配置・規模の適正化を行うとともに、ICTも活用した学校間連携<sup>28</sup>や遠隔授業等の促進、学校と地域や産業界等をつなぐコーディネーターの配置等による多様な学びの推進に向けた取組である。具体的には、例えば、

#### ・学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保

中山間地域や離島等<sup>29</sup>の学校が抱える課題や、学習進度・学習理解の程度が大きく異なる生徒や不登校経験などを有する生徒など1つの学校に多様な生徒がいる場合などに対応するため、都道府県教育委員会が中心となり、域内（必要に応じて県外）の高校が連携し、学校間連携やデジタル技術の活用による遠隔授業の充実・強化を図ることにより、生徒が在籍する学校・課程・学科における授業に限らず、好奇心や進路を見据えた学習ニーズに応じた学習環境を実現する。さらに、「オーダーメイドの時間割」で多様な学習ニーズに応える、全日制・定時制・通信制の垣根を超えた課程間併修を活用した柔軟な教育課程を編成する。

#### ・学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供

生徒の個性や特性を踏まえ、住んでいる場所、家庭環境、不登校経験や特別な教育的支援を必要とする状況など多様な背景等にかかわらず、心理的にも安心して必要な学習を行うことができるよう、上述のデジタル技術も活用するとともに、学校、教育委員会、知事部局（福祉部局、産業振興部局等）、産業界、高等教育機関、福祉施設、医療施設等が、専門人材の派遣を含む連携・協働体制を構築するこ

<sup>28</sup> 学校間連携の制度を活用した「地域留学」の取組も考えられる。

<sup>29</sup> 中山間地域や離島等のほか、人口減少が著しい地域など。

とにより、一人一人の生徒の状況に応じた学習環境を提供する。

#### ・他の学校種との連携の充実

小中学校及び特別支援学校等、他の学校種と連携し、発達の段階や個別の教育ニーズを共有することにより、切れ目のない学びを保障する。また、学校種の垣根を超えた教職員研修や相互理解のための機会を設けることにより、生徒一人一人への支援・配慮や専門的な知見を必要とする指導の幅を広げることにつなげる。

※上述の①～③の取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

## (2) 高校改革の先導拠点の創出等

### (先導拠点の創出)

いわゆる高校無償化の実施と併せて、高校改革は喫緊の課題であり、教育内容の充実に必要な学科の新設・再編、新たな科目の開設等のカリキュラムの検討や、そのために必要な設備の導入や施設の改修等には一定の期間を要するものである。このため、交付金等の構築に先立ち、令和7年度補正予算により高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、上述の①～③の取組を進めるに当たって、N-E. X. T. ハイスクール構想の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（以下「改革先導拠点」という。）を創設する。

### (改革先導拠点の類型)

改革先導拠点は以下の3つの類型<sup>30</sup>において創出することとする。

＜類型1＞アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

＜類型2＞理数系人材育成支援

＜類型3＞多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

都道府県は改革先導拠点について具体的に検討し、実行計画の策定に関する議論の参考にしたり、取組や成果を一つの学校にとどめることなく域内の高校に共有・普及したりするなど、全国及び都道府県全域の改革をけん引する<sup>31</sup>。こうした取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについても取り組む。

<sup>30</sup> 類型1～3の要素を組み合わせることも考えられる。

<sup>31</sup> 当該基金を活用した改革先導拠点の対象は、公立の高校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部とし、都道府県の判断により市町村立の学校も対象となり得る。

## (改革先導拠点創出に当たっての留意点)

改革先導拠点の創出に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### <本グランドデザインの確実な実装>

- ・改革先導拠点の取組内容については「2. 高校改革の方向性」における視点1～3を踏まえたものとする
- ・全ての都道府県において、上述の類型1～3の学びについて改革先導拠点の創出を検討すること
- ・改革先導拠点には、これまでの発想にとらわれない取組を求めることとし、拠点の数を精選して注力し、改革先導拠点としてふさわしい改革が早期に実現できるようにすること
- ・都道府県の高校改革をけん引する存在として、高校教育の普及を図る学校等を改革先導拠点とすること

### <関係者間の連携・協働>

- ・実行計画<sup>32</sup>の策定はもとより、改革先導拠点の検討に当たっては、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえたものとなるよう、総合教育会議等を活用し、首長だけでなく、関係部局、大学、地域の関係者や産業界も関わる
- ・実行計画はもとより、改革先導拠点の具体的運用については、広域的には地域人材育成構想会議<sup>33</sup>や地域構想推進プラットフォームなどを、各学校レベルではコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)などを活用し、産業界、首長部局、大学関係者、地域団体などが参画する協議体において、地域の人材育成方針や課題を共有し、それぞれの役割分担を明確にして、取組に生かすこと。具体的には、教育の充実にとどまらず、卒業後の進路(進学・就職等)も意識した産業界や大学等における各取組<sup>34</sup>と連動したものとする。あわせて、これらの取組をあらかじめ公表することにより、生徒や保護者が進学する高校の選択に当たって、将来設計に向かって具体的な道筋を描けるようにすること。

### <学びのアクセスの確保>

- ・都道府県内のいずれかの改革先導拠点において、高校と地域の連携・協働による学力向上・学習支援のための取組を行い、家庭の経済状況や地理的状况に左右されることなく、意欲のある高校生の学びの充実を図ること

<sup>32</sup> 改革先導拠点の取組を実行計画に位置付けることが求められる。

<sup>33</sup> 全国で地域ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学を含む関係者による連携方策を議論する場。

<sup>34</sup> 例えば、企業での業務内容やキャリアパスの提示、大学教育におけるカリキュラム改革、大学入試における地域枠の設定、企業等による奨学金の代理返還等が考えられる。

### (3) 関連する支援策

専門高校の機能強化・高度化の延長としての高等専門学校への転換を含め、高等専門学校の新設は各都道府県等における成長分野・産業を担う人材育成の選択肢として重要な取組であり、国の「大学・高専機能強化支援事業（成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金）」等の支援によって促進する。

また、都道府県が、実行計画に基づき、地域の実情に応じた公立高校等における今後の経済・社会の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、令和8年度から令和13年度までを事業期間<sup>35</sup>として、元利償還金に対する地方交付税措置のある「高等学校教育改革等推進事業債（仮称）」を創設することとされており、各都道府県等においては同事業債を活用した施設設備の整備を進めることが期待される。

### (4) 高校教育における個人支援の拡充

いわゆる高校無償化や、低所得層への高校生等奨学給付金の拡充については、三党間での合意<sup>36</sup>を踏まえ、令和8年度から着実に実施する。

「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（以下「大枠整理」という。）では、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DXによる効率化の推進）<sup>37</sup>について、グランドデザインの中でも検討することとされている。

<sup>35</sup> 各都道府県において、実行計画の策定に当たり最大1年程度の期間を要すると見込まれることに加え、実行計画策定後の5年間で集中的に高校教育改革を進めることを想定。

<sup>36</sup> 「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」（令和7年2月25日）、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日）、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について」（令和7年12月18日）。

<sup>37</sup> 令和8年4月からの円滑な実施のため、現行の支給方法である代理受領を維持することとしつつ、その執行状況等を踏まえ、

- ・目的外使用の防止や現場の負担軽減等に資すると考えられる「代理受領」と、
- ・生徒の主体的な選択の拡大による学びの充実と質の拡大及び権利主体としての自覚育成等に資すると考えられる「直接支給」

とのメリット、デメリットを比較考慮するなど検討を行い、速やかに結論を得ることとされている。

また、マイナンバーの活用などDX化により、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等の目的外使用の防止と手続の簡素化・統合を図り、修学支援諸制度の効率的な支給を推進する必要があるとされている。

大枠整理にある生徒の主体的な選択を拡大するためには、各学校におけるスクール・ミッションやスクール・ポリシーの明確化など質の確保のための取組や、3.(1)で述べたグランドデザインを踏まえた各都道府県や各学校の更なる教育内容の充実がとりわけ重要である。加えて、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の申請手続について、地方分権提案等を踏まえて申請手続の更なるデジタル化を検討（令和9年3月までに推進方針案を策定予定<sup>38</sup>）し、手続の簡素化による負担の軽減を促進する。

また、いわゆる高校無償化については、国民の様々な意見や新たな制度の実施状況等の分析等を踏まえて、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行うこととされており、支給方法の取扱いにおいて、マイナンバーを活用した直接支給の実現可能性についても研究を行った上で、より一層効率的で、生徒による選択の拡大と学びの充実・質の向上に資する修学支援諸制度の改善を推進する。

---

<sup>38</sup> 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、文部科学省において、システムの共通化を実現するための方針案を策定予定。

## (5) 2040年までに達成を目指す目標<sup>39</sup>

### ○職業教育の高度化・魅力の強化関係

- ・100%の専門高校<sup>40</sup>において、資格取得などにつながる卒業後の進路(進学・就職等)も見据えた実践的な学びを、地域の産業界や大学等と連携・協働し、年間を通じて実施する
- ・特色・魅力ある専門高校改革を進めることにより、個々の生徒の進路選択の結果、少子化傾向においても、専門高校の生徒数が現在と同水準となることを目指す<sup>41</sup>

### ○普通科の在り方の転換・魅力の強化関係

- ・100%の普通科高校において文理横断的な学びに取り組む
- ・将来的には、文系・理系の区分がなくなることを目指しつつ、2040年時点では、個々の生徒の進路選択の結果、普通科高校の生徒のうち、いわゆる文系の生徒と理系の生徒の割合<sup>42</sup>が同程度となるよう、特色・魅力ある普通科高校改革を進める

### ○多様な学びの確保関係

- ・高校において質の高い教育が実施されているかを把握するため、高校生の学びの状況等に関する生徒に対する調査<sup>43</sup>を実施し、肯定的な評価の割合を向上させる
- ・高校卒業段階の進路未決定者の割合<sup>44</sup>を半減させる

<sup>39</sup> これらの目標については、社会情勢等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととする。

<sup>40</sup> ここでは、全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部のうち職業に関する学科を設置する学校(総合学科を設置する学校を含む。)のことをいう。

<sup>41</sup> 現在の専門高校の生徒数と同水準であった場合、2040年時点では、全ての生徒数(全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒数)に占める専門高校の生徒数の割合は30%程度とすることが見込まれる。なお、令和7年度、専門高校の生徒数が全ての生徒数に占める割合は20.2%である。(文部科学省「学校基本調査」)

<sup>42</sup> 令和6年度、普通科高校(全日制・定時制課程)の最終学年の生徒のうち「文系」の生徒の割合は51.4%、「理系」の生徒の割合は30.8%、文理のコース分けを実施していない高校の生徒の割合は17.8%である。また、その多くが文理のコース分けを実施していない通信制課程を含めると、「文系」の生徒の割合は45.6%、「理系」の生徒の割合は27.1%、文理のコース分けを実施していない高校の生徒の割合は27.2%である。(文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況調査」及び「学校基本調査」による推計値)

<sup>43</sup> 高校生に対する国際調査等も参考にしつつ、入学後に自分は成長したと感じられるか、学校での学びが実社会とのつながりを感じるか等について調査することが考えられる。なお、調査方法については、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部も含め、今後検討する。

<sup>44</sup> 従来、進学や就職が決まっていなかったと考えられる者は学校基本調査において把握していたところ、例えば、外国の学校に入学した者も含まれているなど、そのまま指標とするには適さないため、進路未決定者を精緻に把握するための調査方法については、全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を対象として、今後検討する。